

【第 23 回】

白 井 市 庁 舎 建 設 等  
検 討 委 員 会  
議 事 録

白 井 市 役 所  
総務部管財契約課

## 第 23 回白井市庁舎建設等検討委員会会議録

- 1.開催日時 平成27年 3 月 13 日(金) 午前9時30分～午後12時 30 分まで
- 2.開催場所 白井市役所 6階 委員会室
- 3.出席者 委員 川岸委員長、岡野副委員長、川島委員、猪狩委員、佐藤委員、  
渡辺委員、藤森委員、清水委員、高山委員、加藤委員、鈴木委員、  
加瀬委員、三山委員
- 事務局 内藤総務部長、湯浅管財契約課長、岡田副主幹、  
落合主任技師、神子主任技師、金谷技師補、落合主事補
- 4.傍聴者 3名(一般 1 名、報道 2 名)
- 5.議題 (1)議事録の承認について(第 21 回分)  
(2)白井市庁舎整備基本設計(案)について  
①パブリック・コメントに対する回答の修正について  
(3)庁舎整備に係る各契約方法について  
(4)その他
- ・配付資料
- ・次第
  - ・議題 1 第 21 回議事録
  - ・議題 2-① 「白井市庁舎整備基本設計(案)」パブリックコメント意見  
及び回答(案)
  - ・議題 2-①-2 第 23 回委員会資料に対する意見
  - ・議題 3-① 設計・施工一括方式(デザインビルド)と ECI 方式との比較
  - ・議題 3-② 庁舎整備に係る各契約方法について(スケジュール比較)
  - ・議題 3-③ 猪狩委員からの質問への回答

○事務局（岡田） 皆さん、おはようございます。管財契約課の岡田です。

会議に入ります前に、配付資料の確認をさせていただきたいと思います。読み上げていきますので、不足のある方は手を挙げていただきたいと思います。

まず、事前の配付資料でございます。

1 番目には次第ということで、A 4 版の 1 枚の用紙があると思います。

続きまして、第 2 1 回分の議事録、これは A 4 版の 3 7 ページのものになっています。なお、こちらは、傍聴者の方には入っておりません。

続きまして、議題の 2—①「白井市庁舎整備基本設計（案）」パブリックコメント意見及び回答（案）ということで、A 3 版の折り畳んだ用紙が 1 0 ページです。

続いて、議題の 3—①、7、設計・施工一括方式（デザインビルド）と E C I 方式との比較の資料ということで、A 3 版 1 枚の資料になっています。

それから、もう一つは議題 3—②庁舎整備に係る各契約方式についてということで、これはスケジュールを比較した資料になっております。これは A 3 版のものです。

それから、最後、議題の 3—③、猪狩委員からの質問への回答ということで、A 4 版の 7 ページ、この 7 ページの中には、最初の 1 ページ、2 ページに回答を入れておりまして、3 ページから 5 ページにつきましては新城市の資料を添付しております。それで、最後の 6 ページには、猪狩委員からの質問書の原文がそのまま入れてあるというようなつくりになっております。

続いて、基本設計の本編、それから概要版です。こちらのほうは、前回の会議の中で、最終版のものを皆様にお渡ししますということにしておりましたので、これを配らせていただきます。

続きまして、本日配付の資料を確認いたします。机の上に、1 枚で第 2 3 回委員会資料に対する意見がございます。こちらのほうは、渡辺委員と清水委員のお二方の委員さんからの意見がございましたので、そちらのほうをきょう資料としてお渡しをしております。

次に、本日の欠席者の報告についてですが、秋本委員、福井委員、谷嶋委員、竹内委員、林委員、伊藤委員の 6 名が、今日は市内の中学校の卒業式があるために、欠席ということになっております。

最後に、傍聴者の方も含めまして、携帯電話につきましては電源を切っていただきますか、またはマナーモードの設定をお願いしたいと思います。

それと、もう一点ですが、本日、傍聴ということで、報道機関の方からの取材の依頼がございました。本日は、日刊建設新聞、それから日刊建設タイムズの 2 社の方ですが、会議の様子を撮影したいということですが、了承するということがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○事務局（岡田） 承知いたしました。それではこちらのほうは了承するということになります。

開会前の事務局からの連絡については以上になりますけれども、何か全体を通しまして御質問等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○委員（加瀬） 第 2 2 回の会議議事録はいつ出ますか。

○事務局（岡田） 通常ですと、次の会議のときに議事録をあらかじめ資料と一緒に配らせていただく

ところなんです、今回、議事録がまだ私どもの手元に来ていないような状況ですので、これは手元に届き次第、各委員さんに郵送等で送らせていただいて、それで校正していただいた後に、それを最終的には了承したものであるということで、ホームページに公開していきたいと思っております。

また、最後に、こちらについてはその辺のお話もしたいと思っております。

○委員（加瀬） ありがとうございます。

○事務局（岡田） ほかにございますでしょうか。

それでは、最後になりますが、本日の会議の終了時間ですけれども、11時半までには終了したいと考えておりますので、皆様の御協力をお願いいたします。

会議前のお知らせについては、以上でございます。

○事務局（湯浅） 報道機関の方、写真撮影はよろしいでしょうか。どうぞ。

[写真撮影]

○事務局（湯浅） お待たせいたしました。それでは、ただいまから第23回白井市庁舎建設等検討委員会を開催いたします。

お手元の配付の次第に沿って、進行をさせていただきます。

初めに、川岸委員長より御挨拶をいただきたいと思っております。委員長、よろしくお願ひします。

○委員長（川岸） 本日は、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。今日は、市内の小学校ですか、中学校等々の卒業式とかち合ったということで、何人かが御欠席ということでございます。

前回会議では、住民説明会の結果報告とパブリックコメントに対する回答書の審議のほか、庁舎整備に係る契約方法として、ECI方式について御検討いただいたところでございます。

本日は、パブリックコメントに対する回答（案）の修正内容を確認いただくほか、庁舎整備に係る各契約方法の比較について事務局より説明を受け、皆様から御意見をいただきたいというふうを考えております。

皆様方におかれましては、慎重なる御審議をお願いしたいと考えております。また、限られた時間の中での審議となりますので、委員の皆様のお協力をお願いいたします。

また、今回も大学のほうの会議、今度は卒業ではなくて就職の委員会がありまして、川島先生と私、11時15分ぐらいには出たいと思っておりますので、あとのことはよろしくどうかお願いいたします。

どうぞ、皆さん、本日はよろしくお願ひ申し上げます。

○事務局（湯浅） 委員長、ありがとうございます。

それでは、早速、議題に入らせていただきます。

議事進行につきましては、附属機関条例の規定により、委員長が議長を務めることとなります。川岸委員長、よろしくお願ひいたします。

○委員長（川岸） それでは、議題1、議事録の承認について（第21回分）から始めさせていただきます。

議題1については、いつものとおりの内容となっております。配付された議事録について、御承認

よろしいでしょうか。

○委員（渡辺） すみません、1点。毎度、すみませんが、30ページの中ほど、私の発言の「29年」を「26」で訂正をお願いしていたんですが、訂正になっていませんので、よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（川岸） 訂正だったら、確認をして。

○事務局（渡辺） 30ページの中ほど、基本計画、「26年」が「29年」になっています。訂正をお願いしたつもりなんです。

○事務局（岡田） 承知いたしました。失礼いたしました。

○委員長（川岸） それでは、第21回の議事録について、今の渡辺委員の御発言に準じまして、承認されたということによろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川岸） どうもありがとうございます。

次に、議題の2—①パブリックコメントに対する回答の修正についての審議をいたします。

資料については、議題2—①の資料になります。

それでは、事務局より御説明をお願いいたします。

○事務局（岡田） それでは、議題の2—①のA3版の10枚ものの資料を御用意いただきたいと思えます。

こちらの資料につきましては、前回の会議で皆様にお示しをした資料となっております。前回と何が変わってきているかを申しますと、右側から3つ目の委員会意見等という欄に、前回の会議で委員の皆様から出された意見を記入しております。それから、その右側には、その意見に基づいて、最終回答（案）を記入しているものでございます。

全部で42項目ありましたけれども、皆さんから御意見をいただきましたところの説明をさせていただいて、本日、御了解をいただきたいと思っております。

それでは、まず1枚目の2番をご覧くださいと思います。こちらが事業費の縮減等についてということで、いろいろと経費の関係の質問がございました。当初の回答（案）ですけれども、こちらは事前に資料を配付しておりましたので、読み上げはいたしません。

それで、そのときの委員会としての意見ですけれども、パブリックコメントでは、事業費の削減と市の財政についての意見が多くなっている。今後の検討に当たっても、費用の削減に取り組んでいかないといけないといったような、そのような意見を委員さんからいただいたということでございます。

この意見に基づきまして、最終回答（案）につきましては、当初の回答（案）のとおりとさせていただきたいと考えております。

それから、続いて3番、こちら事業費の縮減等についての質問ということで、同じ内容のものを入れております。

続いて、2ページをごらんいただきたいと思えます。2ページの4番、5番、それから6番、こちらにつきましても同様に経費の関係の御質問でございまして、こちらのほうについても委員会意見の

欄、それから最終回答（案）というところについては、当初の回答をした内容のとおりとさせていただいているところでございます。

続きまして、3ページの9番をごらんいただきたいと思います。こちらのほうは、質問ですがけれども、全体的に設計思想の整合性が感じられない、デザインビルド等による入札でのコスト検証が必要と思われるということで、パブコメをいただいたところですが、委員の皆様の方からは、この言っている内容がなかなかわからないというようなところがありました。

そちらのほうの内容が、委員会の意見の欄ということにさせていただきます。意見として、「デザインビルド等による入札でのコスト検証が必要と思われる」とあるが、意見内容が理解できない。本人に意図を確認できるのであれば確認願いたいというようなお話でしたが、このパブリックコメントにつきましては御本人が特定できないために、ここでは確認ができませんというようにしております。

他市の入札結果を参考に、コスト検証が必要と思われるとの記載であれば理解ができる。検討委員会において、昨年、他市の入札結果等を参考に検討した経緯があるので、その辺の記述をしたほうがいいのではないかとといったような御意見がありました。

この御意見に基づきまして、最終回答（案）につきましては、基本設計は、基本計画にて設定した庁舎整備の基本理念、基本方針に基づき設計しています。コストについては、庁舎建設等検討委員会にて、昨年、他市の入札結果等を参考に検討しています。コスト削減については、実施設計においても継続して検討しますといったようなことで、修正をさせていただきたいと思っております。

続きまして、今度は5ページをお開きいただきたいと思います。5ページの18番です。こちらのほうにつきましては、パブリックコメントの内容といたしましては、警察の部分のことについての内容です。住民説明会で、「足が不自由な方の便宜のため、直接入れるよう考えている」との趣旨の説明があったということについてのコメントということです。確かに、不便な感じはするでしょうが、本来、警察というのは別な場所にあるべき役所なので、近道がなくとも理解していただけるのではないかと思いますと、このような意見がありました。

こちらにつきましては委員さんの方からは、警察の設置については、ほかの地域でも要望が出されている状況の中、当市においては印西警察署分庁舎の設置に向けて県警と協議を進めていることから、引き続き市民の利便性を考え、設置に向けて対応してほしいといったような委員さんの意見ということで、事務局でまとめたところでございます。

こちらのほうも、この意見についてでございます。本日、机のほうに配付をしております委員さんからの意見ということで、議題の2—①—2の資料があると思います。こちらの1番目に、渡辺委員さんからの御意見がございました。こちらについては、渡辺委員から、お話をさせていただいてもよろしいでしょうか。

○委員（渡辺） 記載のとおりでありますけれども、私自身の基本的スタンス、できるだけ警察権というのは狭いほどいいとは思っていますが、世の中、この物騒な時代ですので、要するにパブコメの意見を読みますと、同居することはあり得ないという非常に厳しい表現がうかがわれまして、この委員

会ではそういった強い反対というのはなかったものですから、特にこの委員会、我々の選んだ議員さんも入って、公募の委員さんも入ってということで、いろんな市民目線で討議されてきた委員会ですから、そういうことも踏まえているということを強調していただきたいという要望です。

以上です。

○事務局（岡田） 今、渡辺委員さんから御説明をいただいたように、修正につきましては、上から4行目のところになりますが、読み上げます。設置に向けて県警と協議を進めており、当委員会でも特段の反対もないことから、引き続き市民の利便性を考え、設置に向けて対応してほしいといったことで、委員会からの意見の修正をさせていただきたいと思っております。

それで、最終の回答（案）につきましては、当初の回答（案）のとおりとさせていただきたいと思っております。

続きまして……。

○委員（藤森） よろしいですか、そのところで。当初の我々が基本計画を設計した段階で、警察署と、それから市庁舎についての連絡通路というのは設けていましたよね。玄関口、市民の入り口から入って、つまり市民センターですか、市民ホールというところから間口をつくって入るということについては、これは部屋の広さ等々から見て、一応委員会では区別をするということに確認されたはずなんですね。このことの意味はどういうことを意味しているのか、ちょっと伺いたいです。その確認事項と、このことの意味が。

○事務局（岡田） 確かに、検討委員会の中で、市民ホールから直接出入りができるようなところについては区別をすべきだといったような意見が出て、それで現在の案になってきておりますので、最終回答（案）についても、今、藤森委員さんからお話がありました件を、検討委員会でもそのような検討をしてきましたといったような内容を入れて回答をつくったほうがいいのかということ、考えているところです。

○委員（藤森） そのことについては、基本計画段階で一応決まった図案をもとに決めたことなんですよ。だから、決めただけでも、そういう要望があったという形のことにしたほうがよろしいかと思いません。

本来、それぞれいろんな論議がありました、あのときにね。それで、通路を設けるとか、玄関にこっち側から行って、警察の入り口のところに受付も設けるとか、そういう提案があったんですけども、それは全部ははっきり区別すべきだと、この委員会で確認して、基本設計の図案を見れば、はっきりそう載っておりますよね。だから、一応決まったことは決まったこととして、そういう意見があるというふうな書き方にしたほうがよろしいかと思えます。

○事務局（岡田） 承知いたしました。藤森委員さんの今の御発言の趣旨に基づいた回答（案）にしていきたいと思っております。

○委員長（川岸） ほかにいかがでしょうか。

○事務局（岡田） 続きまして、説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

今、5ページの18番については、そのように修正を加えていきたいと思えます。

続いて、6ページ、22番になります。これは、市役所と文化センターとの間の市道があるということによって、非常にアクセスがしづらいというような、そのようなパブコメの意見でございました。具体的には、歩道橋を設置したらどうかというようなパブリックコメントの意見ということでございました。

それで、そのようなことから、当初の回答（案）をご覧いただきたいのですが、市役所と文化センターの連絡については、現在は特に横断歩道等が設置されておられませんので、今後の庁舎整備に当たりましては、横断歩道の設置の要望を県の公安委員会にしていきたいといったような回答（案）にしております。

前回の委員会の中で、一応歩道橋を設置した場合にどのくらいの費用になるのかを教えてくださいといったような、そのような御意見がありましたので、その辺の内容を入れておるところでございます。

こちらについて、事業者のほうに確認をとってみました。そうしましたら、本当の概算ということでの数字になるわけなんですけれども、一応前提条件といたしましては、まず歩道橋の橋の部分の長さが10メートル、それで橋の幅員、これは2メートルのものでつくった場合で想定をした場合に、約4,000万円ほどかかるそうです。

それで、一番の問題点というのは、道路の幅員が片側1車線ずつの道路となっておりますので、そこに歩道橋をかけるとなると、相当傾斜のきつい上りの階段ですとか、下りの階段ということが出てくるようになりますので、そうすると足の悪い方とかはすごく不自由になりますので、そうなった場合にエレベーターをつけないといけないということになってくると思います。エレベーターをつけた場合ですと、エレベーター1基当たり1,000万円と考えますと、プラス2,000万円ということで、全体では約6,000万円くらいになるのではないかなということ考えているところでございます。この数字は、参考までにお知らせをさせていただきます。

最終回答（案）につきましては、特に回答の部分については修正をする必要はありませんので、そのまま当初の回答（案）のとおりとさせていただきたいと思っております。

続きまして、9ページをお開きいただきたいと思っております。9ページの35番になります。こちらのほうは、ATMの建設場所のことについてのパブリックコメントでございました。当初の回答（案）で、ATMの設置場所については、NTT側の角の駐車場の部分ということになっておりまして、こちらのほうは総合的に検討した結果、この位置にしているところですよという回答にしております。

前回の委員会の中で委員さんのほうから、現在は千葉銀行とJAのATMなんですけれども、ほかの金融機関のATMということでの設置についてを考えたらどうかといったような御要望があったということでございましたので、その辺の記述をさせていただいたということです。

最終回答（案）につきましては、当初の回答（案）と変わるところは特にございませんので、こちらについてはそのまま当初の回答（案）のとおりとさせていただきたいと思っております。

続きまして、10ページ、最後のページになります。40番、これはデザインビルドの再検討、再審議の必要性があるのではないかとといったようなパブリックコメントの内容でございます。

前回の当初の回答（案）では、補助金の部分が変わりづらいので、もっとわかりやすい記述をした



ほうがいいのではないかとといったような御意見がありましたので、そちらのほうの内容を入れております。

最終回答（案）につきましては、ちょっと読み上げてまいります。当市にあつては、設計と施工を分ける従来方式により事業を進めていることから、仮にデザインビルドの手法に切りかえた場合、市民や議会への説明や市としての意思決定に当たり、事業手法の検討と業務支援アドバイザー等の業務は必要になると考えています。

また、国庫補助金については、昨年から千葉県と協議を進めており、平成27年度予算では減築改修棟の実施設計に係る補助金として4,118万円を計上しています。

デザインビルドの採用により、実施設計の開始時期を1年先送りした場合は、同様の補助金が確保できると思いますが、実施設計期間が平成27年度から28年度の2カ年度にまたがる場合は、補助金の確保が困難となる場合があります。

市としましては、災害時に備えるとともに、行き届いた行政サービスを提供するため、庁舎を整備していきたいと考えておりますが、消費税の増税や建設物価の高騰など不透明な社会情勢を踏まえ、できるだけ早期の工事発注を目指すとともに、コスト縮減が図れるよう契約方法を検討してまいりますということに、最終回答（案）のほうをさせていただきたいと思っております。

続きまして、41番、居ながら減築工事のメリット、デメリットを再審議すべきではないかという御意見がありました。

こちらにつきましては、当初回答（案）を入れてあるところですが、やはり具体例を記述をして、わかりやすくしますということで、これは事務局側からそのような提案をしたところでございます。

そちらへ修正後の最終的な回答（案）でございますが、居ながら減築工事については国内で幾つかの事例があるところですが、当市において市役所に居ながらの減築工事を行う場合、影響する者は市の職員及び来庁者となります。

工事中に発生する騒音や振動等の中で、公務、会議、議会などが行われることになるほか、電気設備、空調設備、通信設備等も更新する計画となっていることから、公務、会議、議会などへの影響があること、またエレベーターが利用できなくなるため、高齢者や身体に障害のある方などが移動できなくなること、住民基本台帳システムなどの基幹システムの安全性の確保が困難になることなど、相当な影響があるものと考えています。

特に、上部からの落下物による事故なども想定できますので、来庁者及び職員の安全性を確保する観点から、居ながら減築工事は困難であると考えていますというような回答としたところでございます。

続いて、42番、これは既存の庁舎を5階をそのまま残す案を検討したらどうかという案でございました。

こちらについては、当初の回答（案）で、前回の会議でお諮りをしたところでございます。前回の会議の中では、委員さんからは、50年ごとに建物を更新することを考えると、最初から4階にしておいたほうがバランスもよく、使い勝手もいいのではないかとといったような御意見がありました。

このようなことから、最終回答（案）については、当初の回答（案）のとおりということで、事務局のほうでつくったところでございます。

最終回答（案）、あと委員会の意見、これらに基づいて、最終的に基本設計（案）の修正についてというところでございますが、全部を見てみますと、基本設計（案）についての修正事項というのは特にないものということで、事務局では考えております。

説明につきましては、以上でございます。

○委員長（川岸） ありがとうございます。

○副委員長（岡野） ちょっとおくれて申しわけないんだけど、40番、追加の説明をしておいたほうがいいかなと思います。着工を急ぐ理由は、災害時に備えてという耐震性能は強調されておりますが、当白井市役所の場合はむしろ設備の耐用年数が非常にクリティカルパスになっておりますので、それを入れてほしい、設備の耐用年数ということも考慮してという、以上です。

○事務局（岡田） 承知いたしました。

○委員長（川岸） ありがとうございます。

パブリックコメントに対する回答の修正についての説明が終わりました。質疑に移りたいと思います。

それでは、質問等のある方は挙手をお願いいたします。どうぞ、佐藤委員。

○委員（佐藤） 40番の回答ですけれども、真ん中辺からですか、実施設計期間が平成27年度から28年度の2カ年度にまたがる場合は、補助金の確保が困難となりますということに書いてありますけれども、実施設計の補助金申請は27年度にして、実施設計期間を27年度中にすれば、補助金が出るんじゃないかと思うということが1点と、最悪の場合、延ばした場合については、財務省に対して繰り越し申請すれば認められるのではないかと、私の経験ではやったことがありますので、そこ辺、どのようにお考えになっているのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（川岸） どうぞ。

○事務局（湯浅） そちらのまず補助金の関係の期間につきましては、この後、議題3-2で、デザインビルドの実施設計をするための試算に載っております、佐藤委員がおっしゃるとおり、27年度当初に申請していて、27年度中に終われば、確かに補助金はもらえるんですが、この後の議題になりますので、詳しくは申し上げられませんが、なかなかその辺は厳しいということで御理解いただければありがたいと思います。

また、同じく、27年度分を28年度に繰越することは可能ですが、同じ理由で、この後の議題で説明をさせていただければありがたいと思います。

以上です。

○委員長（川岸） ありがとうございます。ほかに質問等ある方、挙手をお願いいたします。よろしいですか。

ほかに質問がないようでしたら、パブリックコメントの回答について、資料のとおりとし、基本設計（案）については修正なしという形ではよろしゅうございませうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川岸） ありがとうございます。それでは、議題の2の白井市庁舎整備基本設計（案）については、検討委員会として決定することといたします。

それでは、次に進みたいと思います。

続きまして、議題3の庁舎整備に係る各契約方法についてということで、事務局より説明をお願いいたします。

資料については、議題3—①、議題3—②、議題3—③の資料になります。

○事務局（湯浅） それでは、この後、資料の3—①につきましては担当の落合のほうから、同じく3—②については岡田のほうから説明をさせていただくわけなんですけど、この契約方法につきましては、前回の会議でもお話ししたとおり、この検討委員会で最終決定をいただくものではありません。

先ほど岡田から話があったように、経費の削減や確実な事業を実施するためのどんな契約方法があるかということで、皆さんのほうから積極的な意見をいただきたいと思います。

それでは、資料の説明に移らせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（川岸） お願いします。

○事務局（落合） 事務局の落合です。

まず初めに、こちらの資料につきましては、前回、第22回の会議の議題3—1、7ページ目の差しかえとなりますので、差しかえのほどよろしく願いいたします。

では、デザインビルド方式とE C I方式の比較説明をさせていただきます。

こちらの表につきましては、左から、設計・施工分離方式（従来方式）、設計・施工一括方式（デザインビルド方式）、施工予定者技術協議方式（E C I方式）の3つの発注方法につきまして、それぞれの項目において比較をあらわしたものでございます。

従来方式につきましては、今まで検討を進めてきた中で想定していた方式でございますので、特に御説明はいたしません、この中の総合評価落札方式について少し御説明させていただきます。

通常、事業者の選定につきましては、価格だけの入札、一般競争入札や指名競争入札での事業者を選定いたしております。総合評価方式につきましては、価格とともに事業者の技術力や技術者の経験・資格等の要素を加味して、事業者を選定する方式となっております。こちらの詳しい説明につきましては、この後、スケジュールの中で御説明させていただきたいと思っております。

続きまして、概要につきましては、前回の会議におきまして御説明させていただきましたので、割愛させていただきます。

概要の下、発注業務の効率化につきまして御説明させていただきます。

発注手続ですが、デザインビルド方式では設計と施工一括で発注できるため、手続が省略できます。E C I方式では、実施設計期間に施工者の見積もりと選定が行えるため、事業スケジュールの短縮ができます。

以上の結果より、比較では、デザインビルド方式、E C I方式ともに効率化が図られるため、2つとも○としております。

続いて、事前の事務手続ですが、当初から設計・施工分離方式で進めているため、デザインビルドへの変更手続が必要となっております。変更手続につきましては、この後、スケジュールの中で詳しい説明をさせていただきます。

一方、E C I方式につきましては、当初から分離方式で進めているため、変更には時間を余り要さないこととなっております。

以上から、デザインビルドを△、E C I方式を○としております。

続きまして、不調リスクの軽減になります。早期に工事価格が設定され、契約のめどが立つこと、V E（バリューエンジニアリング）、C D（コストダウン）の検討期間が実施設計期間中に確保できることから、従来の入札方式と比較して、デザインビルド方式、E C I方式とも施工者としては参加しやすい。

また、現在の建設需要の高まりから、ゼネコン設計部署は繁忙で人手が足りていない状況であるため、実施設計を行わないE C I方式のほうがゼネコンにとって負担が少なく、参加しやすい状況となっております。

また、デザインビルドにおきましても、設計事務所と企業共同体契約を行う方式もございます。

また、デザインビルド、E C I方式ともに、先に工事価格が決定するので、その価格を目指したコスト感のある設計となると思われています。

以上から、デザインビルドを○、E C Iを◎としております。

続きまして、工事価格の確定時期になります。デザインビルド方式につきましては、請負契約時に価格が決定いたしますが、当事業の場合、事前の事務手続に時間を要するため、契約締結時期は平成28年4月となる見込みとなっております。

E C I方式につきましては、設定した工事予定価格を超えないことが契約の条件である旨を協定書に明記することにより、実質的に協定締結時に確定いたします。なお、協定締結は平成27年6月を予定しております。

以上から、デザインビルド方式が△、E C I方式が○としております。

続いて、補助金への対応になります。補助金申請には、公共単価による積算が必要でございます。デザインビルド方式での施工者単価による積算では対応ができないこととなっております。このような状況がありますので、別途補助金申請用の積算業務が必要となってきます。

一方、E C I方式では、従来方式と同様に、設計者が公共単価による積算を行うため、補助金への対応が可能となっております。

以上のことから、デザインビルドが△、E C Iが○としております。

続いて、コスト縮減・工期短縮です。デザインビルド方式、E C I方式ともに、施工者独自の技術力やノウハウを設計段階から活用し、施工上の課題を設計に反映することにより、コスト削減、施工中の設計変更の軽減、工期短縮を図れ、実施設計期間中に配置技術者や下請業者等を先行して確保できるため、準備期間が短縮でき、工期の短縮が可能となっております。

以上のことから、デザインビルド方式、E C I方式ともに○としております。

続いて、設計品質の確保です。まず、基本設計意図の反映ですが、デザインビルド方式は基本設計と実施設計で設計者が異なることから、基本設計意図が十分に反映することが難しくなることが想定されます。

一方、E C I では、基本設計の意図、市民・職員の意向や決定プロセスを反映した、より高い品質を確保できることとなります。

以上のことから、デザインビルド方式△、E C I 方式○としております。

次のV E ・ C D案の対応です。デザインビルド方式については、設計者が異なることから、基本設計の意図を十分に反映しないコスト優先のV E ・ C D案になる可能性がございます。

一方、E C I 方式では、基本設計の意図を十分に理解した設計者と施工者の技術支援により、適切なV E ・ C Dが可能となります。

以上のことから、デザインビルド方式△、E C I 方式○としております。

続いて、工物品質の確保（工事監理の独立性）です。どの方式においても、監理業務を委託するため、評価を○としております。

続いて、物価上昇への対応についてです。どの方式においても、物価上昇による増額を認めるかについては同様となりますので、評価はしておりません。

最後に、今までの比較を総合評価すると、設計・施工一括のD B方式と比較して、設計・施工分離となるE C I 方式は、設計意図を十分に反映したより高い品質、設計者の査定によるコストの透明性、工事監理の独立性を確保できるメリットがあり、補助金申請にスムーズに対応できる。さらに、当事業の場合、事前の事務手続に時間を要さず、より早く事業を進められるE C I 方式を導入することが望ましいとの評価といたしました。

以上で、設計・施工一括方式とE C I 方式との比較の御説明を終わります。

引き続き、庁舎整備に係る各契約方式についてのスケジュール比較を事務局の岡田から御説明させていただきます。

**○事務局（岡田）** それでは、スケジュール比較につきましての資料をご覧いただきたいと思います。

まず、この資料の見方でございますが、縦の軸につきましては、これは先ほどの資料の設計・施工分離方式、それから2番目のデザインビルド方式、3つ目のE C I 方式に沿って、順番を入れてあります。それで、右のほうについては、これは年度を入れてあるところでございます。特に、来年度からは実施設計が始まりますので、ここの27年度の部分は詳細な内容ということで、少しスペースを多く入れながら、皆様にわかりやすい資料ということでつくったつもりでおるところでございます。

それでは、説明をしていきたいと思います。

まず、一番最初の設計・施工分離方式、いわゆる従来方式というものになりますけれども、今年度、3月に、本日のこの会議をもって基本設計（案）が決定して、それで市の政策会議を経て、最終的に基本設計が決定できたということを仮定してのスケジュール作成になっております。それに基づいてですが、現在、既に実施設計に係ります国庫補助金については国のほうに要望をしてあるところでございます。

ここからのスタートということで、従来方式のほうでまいりますと、27年度の4月から3月まで、約1年間になりますが、これは実施設計の期間となっているところでございます。

この期間の中でさまざまな個々のスケジュールが入ってくるわけなんです、まず6月に契約に係る内容が出てまいります。

まず、一番最初に6月に総合評価方式の検討という部分がありますが、これにつきましては、この段の一番右側をごらんいただきたいと思えます。特記事項のところに、米印で総合評価方式とはというところがありますので、こちらをごらんください。こちらをちょっと読み上げていきたいと思えます。総合評価方式とは、同種工事の経験、工事成績、施工に伴う安全対策、環境への影響及び工期の縮減等についての技術提案に関する事項を記述した技術資料の提出を求めることにより、施工者が持つ技術力と価格を総合的に評価し、落札者を決定する入札の方式がこの総合評価方式ということになっております。

こちらについては、通常、工事施工者というのは、原則としまして一般競争入札で決めるということになっております。この一般競争入札の中には、最低価格落札方式、一番価格の安い事業者と契約をしてやっていくという、通常はよくこのパターンでやっておるところでございます。それともう一つというのが、この総合評価方式というこの2つのパターンに区分けがされるということになっております。そのうちの総合評価方式で工事の施工者を決めていくというようなそういうスケジュールになってくるということです。

これで進んでいきますと、7月に、実はこの総合評価方式をやるためには地方自治法という法律がありまして、その中で建設工事の技術審査委員会という学識経験者を含んだ委員会を設置しなければならないというような法律の規定があります。そのようなことから、現在、白井市におきましては、この建設工事技術審査委員会というのは設置はされておられません。そのようなことから、このまず設置の準備をしていかなければいけないというようなことで、7月から準備に入るというそういうスケジュールです。

続いて、9月になりますと、この建設工事の技術審査委員会を設置して、ここで会議が始まっていくというそのようなスケジュールになっています。

最終的に、この建設工事技術審査委員会については、3月にも、黒丸が2つ目のところなんです、総合評価点の結果を技術審査委員会が確認というようなところがありますが、この9月から3月までの期間の中でこの会議のほうを、ちなみに習志野市の例で参考までに申し上げますと、この期間で4回開催しております。記載では、9月とそれから3月といったようなことでの記載でしかありませんけれども、合計で、習志野市の場合は4回これを開催してるということです。

続いて、11月になりますと、これは27年度の補正予算におきまして、次年度から、28年度、29年度の工事費をまず措置をしなければならないということでございます。こちらが、何でこれが27年度の補正予算なのかと申しますと、実は、その翌月の12月にこの一般競争入札を総合評価方式によりまして建設工事の入札の公告を行うことになっております。この公告を行う前に予算を措置しておかなければいけないというようなことから、27年度の補正予算でこの次年度からの工事費を

措置をしていくってということと、そういうスケジュールとなっております。

括弧書きで米印、債務負担行為等を設定というところがあります。こちらの説明ですが、右の欄外の下側になるんですけれども、米印で3つありますが、2つ目のところがございます。債務負担行為という欄がありますが、数年度にわたる建設工事などにおいて、翌年度以降の財政支出を約束する行為、債務負担行為を設定をする場合は、事項・期間・限度額などを予算の内容として定める必要があるというようなことになっておりますので、これに基づいて11月に工事費を措置をしていく予定でおります。

それで、12月、先ほど御説明をいたしました、建設工事の入札の公告を行います。それで、3月に開札を行いまして、同時期ですけれども、総合評価点の結果を、先ほど説明した技術審査委員会が確認をして、ここで事業者のほうが決まってくるということになります。

それで、翌年度にまいりますと、28年度の4月に、まず議会で、臨時議会になると思いますが、この工事を発注するために契約の議案を上程をするというようなスケジュールになります。ここで、議会で可決されますと、工事施工者との本契約ということになりまして、契約を締結して工事の施工が入ってくるということで、この工事の施工については欄外の凡例にもありますけれども、今度は工事施工者の部分の区分ということで2年間入ってくるということでございます。

あわせて、この工事施工に同じ期間の中では、設計者等によります工事の監理業務が入ってまいりますので、こちらも同じ時期で進めていくという計画になっております。

最終的には、29年度の3月で、2年間の工事ということで、基本計画、基本設計にも定めておりますが、その2年間ということでの期間で3月に工事が完了するというような計画でいるところがございます。

続いて、2番のデザインビルド方式でございます。こちらについては、先ほどの従来方式で御説明をいたしました総合評価方式によりまして、やはり事業者を、事業者というのは工事の施工者のほうを決定をしていかなければいけません。それにあわせて、工事発注に関して事前にアドバイザー業務委託といったようなものも考えておりますので、そういったものを含んだスケジュールとしております。

まずデザインビルドの4月のところをご覧いただきたいと思います。これは、4月、5月の2カ月間で整備手法のほうを議会ですとか市民に説明をしていきたいと考えております。これは、もともと従来方式で整備をしていくということで説明をしておりましたので、そこも少し内容が変わりましたので、その辺を説明をしていくというそういうようなスケジュールにしております。

その後、市において整備手法の政策決定を行いまして、7月から10月までのその期間で、現在考えておりますが、工事発注技術支援アドバイザー業務委託ということで、これらの委託に係る経費、これを補正予算で予算をとっていきたいと考えております。

同じその6月には、先ほどの従来方式でも御説明をしました総合評価方式の検討という作業が入ってまいりまして、この総合評価方式のことにつきましては、全く従来方式と同様の流れでまいりますので、上と同じ内容が入ってきているということでございます。

それで、今度は28年度以降をご覧いただきたいと思います。

この1年間が、上の従来方式をご覧いただきたいのですが、上につきましては従来方式ですので実施設計業務は設計のコンサルタント会社が実施設計を行います。ですが、デザインビルドの2番目の方式については、ここには、デザインビルドというのは実施設計それから施工を含めて工事の施工者をお願いをするというようなことから、丸々この1年間が実施設計業務が入らないというようなそういうスケジュールです。ですので、28年度から実施設計の部分それから工事施工の部分ということで、赤い部分が、ここで期間は、私どものほうでは2年10カ月を見込んでいるところでございます。実施設計を含めて2年10カ月で、最終的に工事の完了については30年の1月に工事が完了ということと考えておるところでございます。

その下のブルーの欄につきましては、基本設計者によります実施設計の監修ですとか、工事施工のことについての工事の監理をやっていくということで、同じ期間を考えているところでございます。

その右の特記事項をご覧いただきたいと思います。ちょっと読み上げてまいります。実施設計に係る補助金については、先ほどちょっと説明をしました4,118万円を平成27年度の予算で計上しております。デザインビルドの採用により実施設計の開始時期を1年先送りした場合は同様の補助金が確保できるが、実施設計期間が27年度から28年度の2カ年度にまたがる場合は、補助金の確保が困難となる場合があるということございまして、これは先ほど佐藤委員さんからも御質問がありました、27年度の期間の中でこれが実施設計が済むのであれば、現在要望しているその補助金としてお金のほうは支出されるということになるわけなんです、これが2カ年でまたがる場合については、やはりその期間等の修正をする作業が出てまいります。そのようなことで、今のその現在でこの2カ年分がきちんと了承されて、それについての補助金が支出できるのかどうかというところ、そこについてはまだこちらではきちんとそこではわからない部分でございますので、この表記といたしましては、補助金の確保が困難となる場合があるというような記述とさせていただきます。

続いて、3番目、これはE C I方式の内容でございます。

E C I方式につきましては、27年度の4月の欄をご覧いただきたいのですが、3月に実施設計の技術支援者の選定、プロポーザル募集要項を公告するというようなスケジュールでおるところでございます。今現在、もう既に3月でございますけれども、これから早急にこのプロポーザルの募集要項をつくって、それを公告していきたいと考えているところでございます。

5月には、この事業者を決定しまして、基本協定書の締結ということで、この基本協定書というのは、白井市と設計事業者それから工事の施工予定者、こういった3者によります基本協定書を締結をしていくということになってまいります。

そうしますと、今度矢印の部分をご覧いただきたいんですが、上のブルーの実施設計の欄については、先ほど言いました実施設計のコンサルタントがこの実施設計に取りかかる業務。それで、ピンクの部分につきましては、これは工事施工者、この段階ではまだ工事に入っておりませんので、工事施工予定者ということで記述をしておりますが、工事施工の予定者がこの実施設計の技術支援を行っていくというようなスケジュールでございます。



11月には、この工事費を次年度からも工事費のほうを積算しなくてはいけませんので、この11月の時期に予算等のその時期に合わせて、ここで編成の時期になってまいりますので、工事費の積算をここで一度完了するというようなスケジュールを立てております。

その後、28年度、3月になりますが、28年度当初予算に工事費を計上するという事で、これは従来方式それからデザインビルドと同様ですが、債務負担行為というものを設定して、翌年度以降の財政支出を約束するといったようなそういう行為での期間をここで設定をしていきたいと考えております。あとは、市側でこの工事予定価格というものをこの段階で決定をしていきたいと考えております。

このピンクの27年の6月からこの3月までの間に、先ほど言いました基本協定書で3者で基本協定を締結するというお話をしましたが、市、設計者、施工予定者、この3者でこの期間中いろいろと会議を重ねながら実施設計のほうをつくり上げていくというようなそういう作業になります。

28年度についてでございますが、28年度には、このピンクのラインのところですが、実施設計の技術支援者である施工予定者が今度は工事施工ということで、新築棟の工事、減築改修棟の工事のほうの施工業者に入っていただくこととございます。

ここでは、一応期間といたしましては、29年度の1月に工事完了ということで見込んでおりますので、矢印では、ちょっと済みません、私のほうで間違えてしまっておりますが、29年度の末まで矢印が入っておりますけれども、この間を末ではなくて、少し短か目に1月の工事完了ということでの設定を考えております。約1年10カ月の中で工事施工を行っていききたいというようなそういうようなスケジュールでございます。

この施工、ECI方式のこととございますが、一番右の特記事項をちょっとご覧いただきたいのですが、まず施工予定者が作成をしましたプロポーザル提案書の内容を第三者機関による検証を行うために当該経費を補正予算にて計上予定と記載してあります。今説明をしましたこのスケジュールの中には、この第三者機関による検証を行うための経費を補正予算にて計上という記述は入っていないところです。ですので、現在、予算でも要求をこの内容についてはしていないというような状況になってますので、これを新たに計上していくことを考えております。

この委託をしていく内容ですが、施工予定者から提案されるVE提案の検証、それから市、設計者と施工予定者が積算した工事価格の検証、それと会議、先ほど言った3者による会議を行っていくということとお話をしましたが、その辺の会議に出席をしていただいで支援業務、こういったものをこの第三者機関に委託をしていく考えでおります。

それから、一番下の欄になりますが、工事費及び監理費に係る補助金ということで、これは従来方式、デザインビルド、ECI方式、全ての方式の共通となっておりますが、27年の10月から県との協議を開始しまして、1月に本要望ということがあります。この要望までの期間に県と協議、打ち合わせを適宜行っていきたいと考えております。

その後、28年の4月に本申請がありますので、本要望から本申請のこの期間にはその申請の準備のための書類作成とかそういったような準備をしまりたいと考えているところでございます。

特記事項のところをご覧いただきたいのですが、①従来方式と③のE C I方式については、27年4月に実施設計に係る補助金を申請することとなりますけれども、本来ここも今のスケジュールの中では、その4月の欄にその辺の内容を記載しておりませんが、従来方式とE C Iのところを実施設計の補助金の申請というようなスケジュールが追加で入ってまいります。

説明については以上ですが、何か不明な点等がありましたら、御質問をいただきたいと考えております。説明は以上でございます。

○委員長（川岸） 3—③は？

○事務局（岡田） それでは、議題3—③のほうを御説明したいと思います。A4版の資料です。

これは、猪狩委員からの質問への回答ということで、猪狩委員からこの資料の一番後ろに質問書が出されておりまして、この内容をこちらの1枚目の様式に質問内容ということで入れさせていただいて、それに対して事務局からの回答を入れてあるということでございます。

まず、一番上のE C I方式のことについてでございますけれども、資料収集についての内容ですが、これは、今回別添資料といたしまして、愛知県の新城市に視察に行っていました、その新城市の工程の内容等を資料として添付をしてあるところでございますので、こちらをご覧いただきたいということでございます。ホームページのほうにいろいろなこれ以外の資料等も新城市のほうで掲載しておりますので、そちらのほうを御参照をいただければと思います。

2番目、E C I方式プロポーザルでの業者選定はどのような基準でやるのかということですが、こちらのほうは、現在白井市では検討をしている段階です。新城市につきましては、企業の技術力・企業の姿勢等で、これが配分としまして20%の配分になっています。あとは、技術提案・市内経済の活性化対策等ということでこれが40%、それからVE提案で40%ということで、評価の事項となっているところでございます。こちらのほうの資料についても同様に資料の中に添付をしておりますので、そちらをご覧いただければと思います。

3番目、こちらは、基本設計は概算となるので契約ではなく、約束事になるのではないかと、その法的拘束力はというような御質問でございます。こちらについてですが、施工予定者は、実施設計時に技術支援を行うことを目的として、先ほど御説明をしたスケジュールの中の業者の委託契約を締結をしていくこととなります。市におきましては、この施工予定者が作成しましたプロポーザル提案書の内容ですとか、市、設計者と施工予定者の3者が積算した工事価格等を検証するために第三者機関に検証業務を委託をしていく予定でいるところでございます。

続いて、4番目、新築棟と減築・改修棟の2棟は工期が2期に分かれています。これがコストに関して大きなハンディキャップとなっているというようなことですが、回答は、新築棟と減築・改修棟については、その工事を一括で工事請負契約を締結するというで考えておりますので、こちらのほうもコストに関してですとかハンディキャップになるといったようなところではないものと考えているところでございます。

5番目、責任所在がわかりにくいことと、発注者側の設計にかかわるリスクが重くなるのではというところでございますが、これは先ほど申し上げました基本協定書というようなものですとか、あと

は、さらにその基本協定書のもっと詳細版の協定書というようなところもつくるということで考えておりますので、そういった中でその責任分担というものを明記をしていきたいと考えているところでございます。

続いて、2ページをお開きください。

実施設計の設計事務所の選定はどのようにするのかということでございますが、こちらのほうは調査整備の事業にあってはできる限り早期に工事発注をすることによって経費の削減ですとか工期短縮を目指しているところですが、現時点ではまだ予算措置がされていないところですので、回答については控えさせていただきたいと思っております。

次、7番目です。デザインビルド方式について。他の自治体に倣って支援アドバイザー委託を含めても工程は以下のとおりではないかということでございました。こちらについては、先ほどの議題の3—②の資料で御説明をしたとおりの内容となっておりますので、そういったことでの御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（川岸） これに添付される、ほかはいいんですね。説明は今ので終わりですか。

○事務局（岡田） 事務局からの説明は以上でございます。

○委員長（川岸） どうもありがとうございました。

10時40分になっておりますので、10分ほど休憩を挟みたいというふうに思います。10時50分には再開をしたいと思っております。よろしく願いいたします。

（休憩）

○副委員長（岡野） 皆さん、おそろいですね。では、休憩前に引き続いて再開いたします。

議題3の庁舎整備にかかわる各契約方法についての説明が終わりましたので、質疑に移りたいと。どうぞ。

○事務局（湯浅） 申しおりましたが、この議題3につきましては、なかなか一般の方々はかなり難しい問題もございましたので、実は猪狩さんからの質問の中で、こういったものについては施工者側の経験者であった岡野さんですとか、今現在積算もしている佐藤さんのほうからきちんと意見を伺った上でこの資料をつくったらどうだといったような御意見がございましたので、岡野副委員長、佐藤委員の意見を伺いながらこの資料を作成させていただきました。よろしく願いしたいと思います。

では、次のほうへよろしく願いします。

○副委員長（岡野） どうぞ、加藤委員。

○委員（加藤） 私が聞き漏らしたと思うんですけども、このECI方式でいきますと競争入札ということが行われなくて、もう一者選定という形でやる。ですから、値段が安いとか高いとかっていうことはもうその前の時点でもって決められていることで、一切その競争入札によって値段を下げるとか何とかがっていうようなことは一切できないような方式になっているということになりますね。

それと、もう一つは、施工の予定者決定というのが5月から6月について入ってるんですけども、これは予定者決定をしたその後もう一回再度28年度の頭のところで施工者決定、工事着工となっ

てますけれども、こんなことはあり得ないと思うんですけど、ここで予定者決定しといてずっと進めていって、28年度になったらやっぱりあんたはだめよってわけにはいかないんじゃないかと思うんですけども、このあたりはどのような形で動いてるのか、教えていただきたいんですけど。

○副委員長（岡野） 事務局はいかがですか。どうぞ。

○事務局（岡田） それでは、回答のほうさせていただきたいと思います。

E C I方式の決定の方法なんですけれども、一般競争入札ということではございませんが、このスケジュールの資料にもちょっと書いてあるんですが、プロポーザル方式でまず事業者からいろいろ提案書を出していただくような内容になっています。その提案書の内容にはその技術の話ですとか価格の話とかそういったものが提案されてくることになるんですけども、その内容を総合的に勘案してといいますか、その内容を評価いたしまして、点数をつけまして、最終的に一番いい点数だった事業者とこの工事施工のほうの技術支援の契約をまずしていこうと、そういうような内容になっているところでございます。

それから、もう一点、ピンクの技術支援の27年度のところから工事施工の28年度以降のところの間が離れているといったようなところの、これはおかしいのではないかということについてなんです、これは、この実施設計の技術支援をやっている期間の最後になるんですけども、市のほうで3月に工事予定価格を決定ということが記載されておると思うんですが、ここの段階で施工予定者である方から見積もりを徴取することになります。ちょっとここも済いませんが記載のほうはしてないんですが、施工予定者から見積もりを徴取しまして、その見積もりの価格が市で考えた工事予定価格より上回っていたような場合は、これは、今まで施工予定者としてかかわっていただいた事業者との契約ということにはならなくて、第二候補者である事業者との今度は交渉をして工事施工というようなことに入っていくことになります。ですので、この見積もり徴取の価格が市の考えた工事予定の価格よりも下回った場合は同じ事業者で工事施工に入っていくというようなそのようなことから、記載の方法を一度ここで分けさせていただいたというようなそのようなことでございます。

以上です。

○副委員長（岡野） よろしいでしょうか。藤森委員。

○委員（藤森） 幾つか質問それから意見があるんですけども、全体的にこのスケジュールをまずちょっとご覧になっていただきたいんですが、このスケジュール上の3つの提案があります。その点線部分の意味合いっていうのがどういうことなのか。これは、期間の余裕があるということなのかどうかということが1点。

それから、先ほど予定価格とおっしゃいましたけども、この予定価格というのは現在40億という基本計画の中で費用が出るわけですから。それを基本にやるのかどうか、それ参考にされるのかどうか、その辺のことが2つ目。

それから、E C I方式とした場合に、若干加藤委員のこととダブるかと思えますけども、本年4月から27年の3月までの期間、E C I方式でやった場合、これだけのほんとの期間がかかるのかどうか。それ短縮するには、短縮することができるのかどうか、その辺が3つ目。

それから、E C I方式のプロポーザル委員会っていうのがあるわけですが、そこで先ほどここで評価する3点の項目があるというふうにおっしゃってます。その中に新城市の事例のプロポーザル評価項目っていうのがあります。こういう項目も含んだ形でやられるのかと。

それから、プロポーザルの委員の選定ですけども、3番のE C I方式の4月のところを見ますと、3月に実施設計技術あるいは支援者選定プロポーザル募集要項云々ってありますけども、このプロポーザル委員会っていうのをどういう形で選任していくのかどうか。

とりあえず以上、まだちょっとございますけども、先にそれだけ。

○副委員長(岡野) 事務局、お願いします。

○事務局(岡田) それでは、私のほうから、まずブルーの実実施設計のラインのところは11月以降点線になっているというこの意味合いなんですけれども。

この11月の時点というのが市の予算の編成時期というようなことがありまして、その時期までに何らかの経費のほうを算出をしておかないといけないというようなことから、一度、この11月のところでこのようなラインをつくらせていただいて、その後につきましては、検討期間というのはまだどのぐらいになってくるかというのは見えないというようなところがありますので、もしかすると早まってくる場合もありますでしょうし、逆に長くなる場合ももしかするとあるのかもしれないんですが、そのような意味からこの点線部分については期間が定まっていないので点線にしてあるというような意味合いでございます。

以上でございます。

○事務局(湯浅) 続きまして、何点か御質問がありましたので、漏れがあった場合は御指摘いただければありがたいと思います。

まず、予定価格の関係でございます。今、この委員会です出した40億9,200万円を参考とするのかというお話だと思うんですけども、今回、E C Iの事業者の選定をする際のプロポーザルを行います。その際の参考価格として、当然基本設計を行ったわけですのでその価格を出していきたい、そのように考えております。ただし、この後詳細な実施設計を行います。プラス、皆さん御存じだと思うんですけども、労務単価がこの2月で4.2%ほど既に値上がっているという情報がございますので、そういった諸物価の高騰を踏まえた上で予定価格を決定していきたい、このように考えております。

続きまして、評価項目ですけども、評価項目につきましては新城市の評価基準がありますので、そちらを参考に現在どのような評価項目がいいのかという形で検討を進めています。基本的には同じような形で進めていきたいというように考えております。

プロポーザル委員会の委員の選定の関係でございますが、基本的にはほかの市町村の事例を見ますと、市側で見ますと副市長ですとか、総務部長ですとか建築関係の課長さんプラス、学識経験者、ここでいう学識経験者と言いますのは、国の専門機関の方等を選定しているようでございます。

当市においても当委員会の学識経験者と、数名の委員等で選定委員会を構成したいと考えております。

ただし、ここでVE提案ですとかもろもろの審査をしなければいけないところもありますので、先ほど岡野副委員長と佐藤さんのほうにアドバイスをいただいたというお話があったところですが、事務局へのアドバイスをいただければと考えております。漏れ等ございましたでしょうか。

○委員（藤森） 確認なんですが、新城市の評価項目に沿ってやるとすれば、5ページをご覧になっていただきたいんですが、基礎項目に2割、提案項目4割となっているわけですね。そういう各項目を見た場合に、市民参加あるいは経済等の財政状況等を勘案しますと、やはりここには市民の声もやっぱり反映するような形のものを取り入れていくべきだと、それは私の意見です。

○副委員長（岡野） ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。猪狩委員。

○委員（猪狩） 済みません、皆さんに配られると思うんですけど、③ですか、それをちょっと説明させていただきたいんですよ。

今一番最後に6ページ、6ページに出ています。こんなふうにならんと「ECI方式に関する質問書」ということで、このECI方式というのは国交省のモデル事業、新城市の庁舎、釜石の復興事業等で下記目的として推進しているのではないのでしょうか。一つは従来型、設計・施工分離ですよ。これも今現在不調が多いということで、この不調対策の一つとして入れたと。

それで、2番目がDB方式の設計・施工一括発注の不公平への是正ということは、民間が御存じのように設計・施工を、設計・施工というのは基本設計、実施設計、工事と全部一括でもってずっと長年やってきて、ゼネコンの中に設計部があったわけです。ところが前から、何十年も前から、役所工事もやらしてくれよという、そういう要望があったわけですよ。それで、ここ最近規制緩和でもって役所の工事でも民間並みに設計・施工やればいいよということになって、現在被災地の中小業者、やる業者がない不調が多いということも含めて、こういう形に今なっているわけです。

そうすると、このシステムが役所工事に浸透すると、中小企業で設計事務所はないわけじゃないんですけども、従事しない業者もいるわけです、地方業者なんかはね。設計事務所も、設計事務所は大手からちっちゃいとこまで、これ設計やられては仕事がなくなっちゃいますから、ここら辺の不公平を是正するために、これが救済として国交省のほうで推進したんじゃないかなということなんですよ。ですから、まだ実績がちょっと問題があるんです。

それで、新たな選定業者であり、実績も限られており、DB方式と従来方式の補完的な形態であり、DB方式は白井市、INAさんも組織としての実績は多分ないはずなんですよ、これ。組織としてはね、個人的には知りません。まずはDB方式を理解する必要があることから委員の質問において、委員の中で実績のある岡野さん、受注側、佐藤さん、発注側でもってDB方式は経験があるということ。

それで、意見と情報の協力を得て、回答を作成し、当日配布では理解が難しいと思われるので、委員の3日ぐらい前に各委員に配布してはどうでしょうか、かなり難易度の高い事項であり、その上で丁寧な説明をした上で採決を——採決がいいと思ってないんですけど、そういうことを考えていますということで。

私も、このDB方式は12年間やりました。ですから、ある程度は知っています。だけど一応、佐

藤さんと岡野さんに名前を上げさせていただきました、そういうことでございます。

それで、要するに白井庁舎のためにいずれの手法がよいかと言ったら、40億の概算内で工期内に完成させることが一番いいわけですよ、これが目的ですから。それをするためには、この3つの方法から三択でもって1つを選ばなきゃいけないわけですよ。これをどうするかという議論だと思うんですよ。

それで問題は、この1ページに来るんですけど、新城市の今始めてるらしいんですけど、27年度の実績で28年度に工事ということで、事務的な形のものは今までずっとやってきたみたいですけど、実際の実績というのはないですよ、ないでしょう、恐らく。出てこないんですけど、私の調べた限りは。完成実績というのはないでしょう、これ。この方式でやった完成実績というの、あるんですかね。私はわかりません、出てこないですよ。

その辺が今後どうなるかというのが問題があるのかなと思いますよね。確かに27年度に新城市は実施設計を委託するというので、したかどうかわかりませんが、予定はそうなっているみたいですよ。釜石市も何かまだ具体的な実績はちょっと見当たらなかったんですけどもね。

それで、この3番目なんですよ、要は、問題は。基本設計は概算のときにプロポーザルでもって協力業者の施工会社が選ぶということなんですよ、これはあくまで概算ですからね。実際には実施設計、概算ですから契約はできないわけですよ、選んだときには。ただ、あなたお願いしますよということで、どういう文書の約束するのかわかりませんが、それは恐らく新城市のサンプルがあるんだと思いますけども。

実際は本当の工事契約は、実施設計が終わって見積書を正式な形で出したときに初めて契約なんですよ。そのときそれを履行するかどうかというのは一番の問題なんですよ。ですから、ここに書いてありますように、最良の場合は概算内で工事内に契約しますよということで。ところが、最悪の場合はゼネコンも何も都合ありますから、いや、その予算じゃできないとか、いろいろ言われた場合に、果たしてそれを強制的に履行させるだけの法的な拘束力があるのか、ないのか、その辺がちょっと難しいなということですよ。場合によってはこの辺で、もっと多くなるといけないということ。要するに金額が足りないんだよということでもって、何かあれみたい、ごねてみたいな形になっちゃうと不履行なっちゃいます。

先ほども書いた1番目の業者、2番目の業者に折衝すればいいんじゃないかという一つの方法あるんですけども、要はそのときに一番問題になるのは、実施設計上がったからは競争力がなくなっちゃうんですよ、結局は。1番目は、最初は、在来方式だとそこでフラットでもって形でもって、ある業者を集めてプロポーザル、技術評価等金額でもって入札するんですけど、このECIだとあれだと1業者でもって実施設計のときずっと協力してもらって一応やってくださいよ、じゃ金額が合わないから難しいとなったときに2番目の業者に頼んでも、競争力がそこには働きにくいと思うんですよ。ですから、かなり厳しい条件じゃないかなと思います、それは。

つうのはなぜかと言ったら、実績が全くないんですよ、恐らく。入札の実績とか完成した実績というのは。だから、その辺が何かわからない、想定範囲内ですよ、あくまでも。ですから、我々も

私なんか悪いと絶対言いません、わかりませんから。ともかくそういうもんじゃないかなと思っ  
ているんですけども。

○副委員長（岡野） よろしいですか。事務局。

○事務局（湯浅） E C I という名前は使っていないんですが、同じく愛知県の常滑市の病院の建設を  
するときに、実施設計の段階から施工者に入っていていただいて提案をして、病院をつくったという実績  
がございます。

また、災害の住宅をつくるに当たって、そのところでちょっと市の名前は忘れてしまったんです  
けども、E C I 方式によって実施設計の段階から施工者に入っていて、既に契約してるという  
実施設計がございます。したがって実績があるかないかと言われまして、実績はあるものと思  
えております。

ここで皆さんに整理していただきたいのは、まず従来方式とデザインビルド方式と、このE C I 方  
式を比較したときに、デザインビルドにつきましては先ほど岡田から説明あったように、どうしても  
発注が来年の4月になってしまいます。そうすると残るのは、従来方式でやるのかE C I 方式でやる  
のかという形で、事務局では、大変申しわけないんですが、ずっと従来方式でやろうと思っていたん  
ですが、藤森委員さんから、ほかにやれることはないのかという御意見ございましたので、それでこ  
の方式を出してきたというようなところでございます。

それで、このE C I 方式の最大のメリットは、実施設計をやる段階で施工者に入っていて、  
それで例えば天井あけてみたら全然違う配線が入ってたというのは契約の段階じゃないとわかんない  
んですが、設計の段階から天井あけて中見ていただいて、それで具体的な工事の方法ですとか、もし  
くは仮設の仕方ですとかもろもろの提案をしていただきながらゼネコンの持つ技術なり、経験を実施  
設計の中に生かしていきたいというようなものでございます。

確かにE C I そのものにつきましては、たくさん事例はありませんが、実際やっているところもご  
ざいますので、市といたしましては確実な事業の推進をするために、このE C I 方式でやらさせてい  
ただきたいという提案でございます。よろしく願いいたします。

以上です。

○副委員長（岡野） ありがとうございます。では、藤森委員。

○委員（藤森） 今猪狩委員と、それから湯浅課長のほうから説明があったんですけども、私どもがこ  
れまで進めてきた中で、やっぱり一つは何かと言うと費用の問題とスケジュールの問題、期間ですね。

まずスケジュールの問題から言えば、ここに出されているDB方式とE C I 方式を比較した場合、  
これは明らかに今湯浅課長のほうから説明がありましたように、役所であるがゆえに手続上はどうし  
ても必要だと。これにはやっぱり時間がかかるだろうと思うんです。

一方E C I 方式については、そういうところが非常に僕は簡略化されて効率化できるんじゃないか、  
そういう面が違う。問題は先ほどからおっしゃったようにE C I 方式、猪狩さんからの内容を聞いて  
みますと、E C I 方式についてはいろいろ不安があるんだということの意味に私は受け取ったんです  
けども。例えばプロポーザルで、今年の3月、4月と、そういう相手を選択する場合に、いろんな条



件が当然つくわけですね。その中で選択した業者を、つまり実施設計から施工まで行うという方式だろうと思うんです、私の理解では。

そうしますと、先ほど猪狩さんがおっしゃってた内容が一旦実施設計が終わったら競争力がないということの意味がちょっとわからないんですよ、一回それを当初に受けるのかどうか。もう一回実施設計が終わった後、再度いわゆる施工についての入札する、そういう方式ではないんだろうと私は、このE C I方式については受け取ったんです。

そのところでちょっと猪狩委員にお伺いしたいのは、スケジュールの問題と、それから内容の、不安の要素の内容が本当に解決できない問題なのか、つまり技術的な問題は僕はそうないんじゃないかという気がするんです。

と言いますのが、プロポーザルを受ける新都市の状況を見てみますと、これ受けたのは最終的には大手ゼネコンが1位、2位というふうになってるわけですが、その大手ゼネコンの技術力等から見れば、私はその辺の不安は感じられないと。

むしろ私が思うのは、途中の具体的に言えばE C I方式でやった場合の実実施設計、技術支援とずっと点線の分までありますね。この部分についてどういうふうにチェックしていくのか、つまり進行途中のチェックがどうなるのかということが、私はちょっと気になる場所なんです。

そういう面で見れば、どちらかでやるんだということになれば、費用の面かあるいはスケジュールの面からみれば、このE C I方式というのは経験や実績は少ないけども、これから進めるに当たって、国もやっぱりこういう方式がいいということ十分に検討してやっぱり進めてきてるはずなんです、提起してるはずなんです。それを信用するのがね、信用して国もやっぱりそれつくるのには、相当のいろんな研究をしてるはずなんです。

そういうことを見ますと、この不安部分を、E C I方式の不安部分を少し取り上げて、どこがどうということなんだということを中心に少し意見を出していただいたほうが、この今日の会議の進行が早くいくんじゃないかと思います。

むしろ、先ほど湯浅課長がおっしゃったように、一番の問題は一応除外した形でDB方式と、それからE C I方式やった場合に、総費用的、スケジュール的にやっぱりどちらがいいんだと、大きな面から見た上で見た場合はどうなのか。それでE C I方式である不安点は何なのかということ、本当にその不安が解決できない執行なのかどうか。その辺も、これは少し技術的な問題に入るかと思えますけど、その辺をちょっと解き明かしていく必要があるのかなというのが私の意見です。

○副委員長（岡野） ありがとうございます。猪狩委員。

○委員（猪狩） 質問ですのでお答えさせていただきます。

まずスケジュールがやっぱり27年度にどうしてもできないとなると、非常に残念。これは我々が入り込む余地がないですから。でも私から、ちょっと1人だけ苦言でありますけど言わせていただくと、24年の3月12日に佐藤さんと私で一括発注というのは提案してます。それから26年の11月21日に、また佐藤さんと猪狩でもって同じことを提案しています。

26年12月16日に、残念ながらDB方式はだめだと、要するに2年かかるよとか、ゼネコンは

100億円の規模、これは100億円だ、ゼネコンは大手しか設計事務所がないよというような答案でもって却下されてます。こんな経緯からすると、何となくもっと前に真剣に取り組んでいかなければ時間がないというのは、ちょっと残念ですよ、本当に残念です、これは。これは我々が中に入っておりません。

それはそれとして、新都市というのは国交省のモデルなんですよ、これは。ですから、国交省がついて大手ゼネコンがついて、大手設計事務所がつけば、これはもう嫌でも成功しますよ。これはあくまでも設計事務所の私は救済が意味がすごく大きいと思っているんですよ。設計施工が民間並みに役所に入りこんじゃったら設計事務所がたまったもんじゃありませんから。だから何とか共存できるような形で、今調整の期間中かなという解釈が一般的にされているようです。私がしてるわけじゃありません。

ですから、国交省のこれはモデルプランですから、ここは成功します、はっきり言って。しないわけがありません。つまり規制緩和をしたのは国交省でしょうから、当然皆さん業界一丸となって協力するはずですよ、これは。

ですから、問題は見えない部分なんですよ。建前はもう成功しますよ、そりゃ、見えない部分。在来工法であれば、27年に設計終わりますよね、そこで競争入札。金額の入札でもいいし、また金額と総合評価ですか、それをやって入札でも構わないんです。

ところが、この場合には実施設計終わります、設計事務所、完了しますよね。そこんときにその前に約束事でもってゼネコンが1社入っているわけですよ、これ1社入ってますよね。それをずっと協力でもって進めて終わるわけですよ。そのときに改めて実績終わりましたから積算するわけですよ。積算が例えば40億だけで、45億になった場合にどうなるかというやつなんですよ。要は、そのときの不安があるわけですよ。40億でおさまってくりゃ万々歳なんです、問題ないんです。

ところが45億になった場合、50億になった場合どうするかといったときにゼネコンさんが、いや、うちはもうそれ以上はできませんと言われたときに、果たして強制的に何言ってんだよと言えるかということなんです。これが契約と違うとこ、契約だったら言えますけど、契約はしてないわけですから。あくまでも約束事です。

だから、さっき課長が言ったように、最初のプロポーザルのときに2番手の人と折衝すると言っても、業界の方は全てもう1社とやると思ってもう、そこはもう諦めちゃってるんですよ、この仕事は。ですから、参加する人が果たしているのかよと。もちろん値段も上がるでしょう、45にしなかつたら入札にならないですから。ですから、競争基準がわからんですよ、ここじゃ。スタートラインじゃないですから。業界はもうその物件は、ほかの会社みんな諦めているわけですから。

それで、ここにネットにも出てますけど、談合というものが出てくるんじゃないかと、物すごい懸念があるわけですよ。結局1社に任せて、あとはあんたに任すからやりなさいよというようなムードが出るんじゃないかという懸念ですよ、これはあくまでも。

ですから、これはネットで見るとわかりますけど、そういう懸念もあるんですよ。ですから、この辺はちょっとわからんことが余りにも最悪の場合を考えると、何の国交省のモデル事業の指定でもし

てもらえばいいんですけど、それをしないでやるにはちょっと難しいなど。できるのかな。それコントロール、市でもってできるのかなというのがちょっと心配しています。

○副委員長（岡野） 藤森委員。

○委員（藤森） 今猪狩委員のおっしゃることはわかるんですけども、途中の不安があるということな  
んですよね。

○委員（猪狩） 途中じゃないですよ。

○委員（藤森） いわゆる内容についてのね。

○委員（猪狩） いやいや、そうじゃなくて。再入札ではないわけですよ。

○委員（藤森） それと……。

○委員（猪狩） 1社に限定されて。

○委員（藤森） 最初にそれは1社に限定されればですね。

○委員（猪狩） そうそうそう。

○委員（藤森） 総額でも入札かけるわけですよ。

○委員（猪狩） 実施設計終わらないとかけられませんから。

○委員（藤森） いや、もちろんそうですけどね。

○委員（猪狩） 実施設計は。

○委員（藤森） だから、これ見ていると、おっしゃる不安というのがDB方式も、それからECI方式も同じようなことが言えるんじゃないかと。

○委員（猪狩） DB方式は契約します。

○委員（藤森） えっ。

○委員（猪狩） 基本設計で契約するんです。契約するんです。DB方式契約するんです。契約と約束事は違います。根本的に違います。契約できないんですよ。DB方式というのは、設計施工で契約するんです。

○委員（藤森） いや、それでね、ちょっと事務局に確認したいんですがね。ECI方式のつまり契約はどの時点で、どういう契約をするのか。つまり価格の面についての。そこをちょっと御説明お願いしたいんです。

○副委員長（岡野） 事務局。

○事務局（湯浅） まず、ことしの6月に施工予定者決定とあります。こちらにつきましては、この支援業務を委託業務として予算を持っております。したがって委託業務ですので、その委託の契約をいたします。契約に当たっては、その業務の契約なんですが、当然この後行う技術提案ですとか、価格の提案をしていただくに当たっての協定を結びます。その協定をもとに来年の3月までにいろいろ中を詰めていただいて最終的な予定価格をつくります。

ここで先ほど猪狩委員さんのほうから、市でコントロールができるかどうか不安だという話がありました。市がいます、ゼネコンがいます、設計業者がいます、その間に千葉県の外郭団体のいわゆる建築関係にとっても詳しい団体がございますので、そちらのほうに技術的支援をいただいて、その調整

を図っていくという形で考えておりますが、いかんせん予算をつくる時間がなかったもので、そちらについては補正予算のほうで対応させていただいて、そういった技術的な部分についてもしっかりとやっていきたいという形で考えております。

以上です。

○副委員長（岡野） 藤森委員。

○委員（藤森） そうすると、猪狩委員が御心配になってる、いわゆるE C I方式の来年の3月に出てくる工事予定価格がどう転ぶかわからないとおっしゃるところなんですよ、要は、一番の要点は。

○委員（猪狩） だから基本設計は概算出しますよね。それでもって、支援者としての施工業者は決めますよ、概算でね。概算ですよ。だけど契約の数字は、実施設計が終わらないとできないんですよ。実施設計が終わらないと。要するに本契約ができないんですよ、数字の本契約。だから、それが指定された業者はうまくいってやってくりゃいいですよ、予算内でおさまってやってくれればいいけど、おさまらなかった場合には、その法的拘束力がないですよということなんですよ。ないんじゃないですかということなんです。

○副委員長（岡野） 事務局。

○事務局（湯浅） こちらの利用につきましては、実はどの契約の方式も同じでございまして、従来方式で実施設計を組みました。入札にかけました。金額は合いません、不調になります。

2番目、デザインビルド、実施設計分と建設工事分、合わせて実施設計組みました。入札をかけました、やはり落ちませんでしたということをつくすために実施設計の段階からゼネコンに入っていたら、そのゼネコンが持つ経験ですとか技術を実施設計の中に入れていただいて、工事のほうの契約に結びつけたいという手法でございまして。

その方法が今白井市の庁舎の事業で抱えている問題、いわゆる入札の不調の問題ですとか、工期の短縮ですとか経費の削減を考えた場合、この手法をやらさせていただいて事業を確実に進めたい、そのような提案でございまして、よろしく願いいたします。

以上です。

○副委員長（岡野） 藤森委員。

○委員（藤森） 今の課長の説明と猪狩さんの御意見を聞いてますと、どう見ても最初に不信ありきで、やっぱり全体の価格をどう抑えるかということから見れば当然のことですけども、途中のE C I方式についての価格についての不安なんですよ、要は。そうすると、それをどうチェックするかということが一つあるわけです。最終的にはね。

○委員（猪狩） 根本的に違うのは、DB方式というのは、もう今現在概算出してもらえば、プロポーザルであれば、ゼネコン選ぶときに工事契約、本契約するわけですよ。

ところが、E C Iは、実施設計終わってから正式な見積もりを出して、それから本契約するわけ。この一連のずれがあるわけですよ。それがあから、早いほうがいいのであればDBのほうが安全ですよと言われるとこなんですよ。本契約が全部ずれちゃうんですよ。

○副委員長（岡野） 藤森委員。

○委員（藤森） ということは、おっしゃることは、E C I方式が全体の価格はわからないんだ、いわゆる最初に結んだ、最初の予定価格ですね、最初の予定価格がどう転ぶかわからない。そのことについては、私はDB方式だって同じだ、つまり労務費、それから素材費の変動があれば、当然向こうは契約したとしても追加予算というのは、そういう契約条項が加味されてますから。

○委員（猪狩） それは違いますよ。

○委員（藤森） いやいや、そうでしょう。

○委員（猪狩） 最低で契約したんだから、それはないですよ。

○委員（藤森） だって実際以上のそういう契約上の中でそういう項目が今あるじゃないですか。物価等の……。

○委員（猪狩） だから、本契約する以上、それは契約ですからないですよ。本契約、最初に。基本設計終わった段階で概算を出して契約するわけです。

○委員（藤森） もうそれで決定なんですか。

○委員（猪狩） それで決定です。だからDB方式の特徴そこにあるわけですよ。ところがE C Iは、実績終わらないと契約できないんです、本契約。そこの違いです。

○副委員長（岡野） 事務局のほうからちょっと、お二人のやりとり聞いてたと思うんで、ちょっと発言してください。事務局。

○事務局（湯浅） 議論がデザインビルドについて、この6月に発注できれば今の議論は成立すると思うのですが、ここの資料に書いてあるとおり市への説明、議会への説明、あと、例えばこの11月までに工事費を含めた設計をしなければいけませんとか、もろもろのことを考えるとどうしても27年度中は、この準備にかからなければいけません。

100歩譲って、来年の1月から契約できれば早まるんじゃないかという話あるんですけども、そうすると今度補助金が金額で言うと4,000万円、かなり大きな数字です。それがなくなる可能性があります、問題は2カ年にわたり計画はできませんので、実質その4,000万を諦めざるを得ないと思います。

そういったことをトータル的に考えると、デザインビルドを6月に契約できればいいんですが、実質は無理なんで。その辺について整理した上で御議論いただきたいと思います。

○副委員長（岡野） 私のほうからちょっと。当初から設計・施工分離でずっとやってまいりましたが、ここへ来て急にE C Iにかわったことの説明はかつてあったんですが、もう一度皆さんにその辺御理解いただきたい。事務局なりにE C Iにした理由というのが、特に入札不調を心配されてたというふうに私は記憶しております。

それともう一つ、この協定書、E C Iで協定書を結ぶときに、その内容についてどういうことをどの程度強制力をもって協定書を結ぶか。特にインフレ条項についてはどういう扱いなのか、それが3方式でそれぞれどうなるのか、その辺をちょっと教えてください。

○委員（加藤） その前に一つ。

○副委員長（岡野） 加藤委員。

○委員（加藤） 要するに、基本的にこのE C I方式というのは、もうこれでいきますと27年の5月には、基本的にもう設計施工者決まっちゃうわけですね、ここで。

ところが現実問題として、これ一般に公開したときに、なぜ競争入札しないんだよ、そんな談合みたいなことやられて我々承認できませんよと言われたときに、これ市民に説明できるんですか。これ非常に、要するに今皆さん値段が上がるということだけで話してますけども、一般競争入札をして、やっぱ上がるんだよというんだったら仕方がないけれども、そうでなしに、もしかしたら下がったんじゃないのという疑念が皆さん、一般の市民皆さん持たれるだろうと思うんです。そのときにこのE C I方式をとったときに、それをクリアできるのかどうかというのが、私非常に危惧しておるんですけども。

○副委員長（岡野） わかりました。今私のさっき質問と加藤委員の質問同じなんで、関連ですか、どうぞ。

○委員（渡辺） 私ちょっと記憶が曖昧になったんですが、オイルショックの後、要するに工事発注、契約した後、非常に資材が上がって、契約し直して確か上積みした経験があるんで、そういうことが例え①でいって競争入札で契約しても、インフレ条項が入るとおぼろげな記憶にあるんですが、それも含めて説明してください。

○副委員長（岡野） 2人とも私も含めて3人同じ質問ですから、よろしくお願いします。事務局。

○事務局（湯浅） インフレ条項と言いますのは、実はきのう国土交通省でそういった研修会ございまして、その辺ちょっと確認をしてきたんですが、1年以上の工事の場合で今皆さんがおっしゃった急激な資材ですとか労務費の単価が上がった場合は、そのインフレ条項を用いて変更契約をすることができるというものなのですが、実際急激に上がった場合はお互いに協議して契約書を変えましょう、契約金額を変えましょうという案件でございます。

したがって、工事を発注するときに当たりましては、当然その標準の契約書、日本国内どこでもほぼ同じような契約書使っておりますので、そのインフレ条項が入ります。したがって、1年以上工事期間かかりますので、その期間に上がった場合はそのインフレ条項は適用になるという形になります。

一方、今やっている協定書の中に、そのインフレ条項が入るかという形になりますと、その協定書の中にはそういったインフレ条項というよりはあくまでも委託契約でございまして、工事契約ではございませんので、そういったインフレ条項は入れられません。

E C Iの本質はいかにして確実に安く、施工業者を決めるための手法として、このE C I方式を取り入れたという形で御理解いただければありがたいと思います。

なお、この施工予定者を決定するに当たりまして、1社随契ではありません。あくまでも複数の業者に提案をいただいて、その提案の中身を確認した上で業者のほうを決定いたします。

価格のみの競争ではありません。従来方式についてもデザインビルド方式についても、同じように業者が持つ技術力ですとか、そういったものを総合的に判断して業者を決めてまいりますので、そういった意味では第三者に、特に市民の方に向かってE C I方式を取り入れたからといって、その辺に

については十分クリアできるのかなという形で事務局では考えております。

以上です。

○副委員長（岡野） 加藤委員、御理解いただけましたか。

○委員（加藤） そういうふうに一般市民に対して、それが一番安くできた方式なんですよということが説明できるんだったら私、そのE C I方式でもいいと思うんですけども、それが説明できないようだったら、このE C I方式というのはちょっと恐ろしいなというような気がいたします。

○副委員長（岡野） この設計・施工分離の従来考えてきたやり方は、まだそこで総合評価方式というのは余り話がされてなかったんですよ。価格だけの最低価格入札制度ということイメージして今まで進めてきたと思います。その辺を加藤委員は心配されているんで、市民になぜその一般競争入札をしなかったのか。私の記憶ではあくまでも25年当初から起こった入札不調を大変我々としてはおそれて、もしこれ工事発注来年度した場合に、そこで入札が不調あった場合に、もっともとおくれて、さらに一番高くなるころに発注してしまうようになるのではないかとということで、早めに決めておきたいという意図があったと思うんですが。それと価格の変動に対する我々としてのリスクをどうやってカバーしていくかですね。

それともう一つ、先ほど事務局からの話で、インフレ条項の1年というあれは、工事を発注して契約したときの値段か、工事着工してから1年間はこれはゼネコンの負担ですよ。どんなに上がろうが1年分はゼネコンのリスクで負担しなさいと。2カ月工事が残っていた分については認めましょうということですから。

それともう一つ、部分インフレ条項というものがありますね。要はある程度大きな工事金額、今回それに当たるんですが、トータルの金額に対するインフレと鉄筋なら鉄筋という、あるいは型枠なら型枠という、個別のそういう部分だけの契約もインフレ契約というものもあると思うんですが、その辺結構難しいんで、これは少し研究しなきゃいけないと思いますけども、そういったことも含めてたくさん御意見いただいたんですけども、十分もうちょっと研究していく必要があるかなというふうに私は今感じております。

そのほか御意見。佐藤委員。

○委員（佐藤） 今インフレ条項の話が出ましたけども、私はもう随分インフレ条項で発注者として苦労しました。先ほど言いました全体でインフレ条項かける場合と個別ということがありますけども、基本的には即工事が着工したとして、1年以内は一応インフレ条項は適用しません。

1年後、どういうものをどういうふうにしたかというのを一応公共的な物価本で見て、その時点でどういう工事とか品物が残っているか、それ残工事ですよ。残った残工事に対して何%上がったからその分だけ見ましょうということになってんですよ。

ですから、1年後にいろんな工事やってますんで、例えばタイル工事をやってるとしますよね。全体タイル工事が100平方メートルあった。だけど、実際にその1年間のときにやってる分、もう施工してる部分、それは見ません。それとタイルの工事の契約、契約をされていたら見ません。ですから、タイル工事でインフレ条項かかるというのはタイル工の値段がものすごく上がったということに

なって、業者さんから請求があった場合ですよ、あくまで、請求があった場合なんですから。

そこで、結局発注者と請負者で話し合っ、これだけ上がって見てくれと、残工事がこれだけあつて、これにかかわる労務費がどのぐらいかかると、それに対して何%見るか、見ないのかというのが契約書の協議になってますんで。これはあくまで協議ですから。見る、見ないは発注者の裁量になってますんで。そこがインフレ条項というのは、そういう条項になってます、簡単に言いますと。

ですから発注者とする申請があったところを査定するのがこれは大変なんです。すごい手間がかかるんです、物すごく。

○副委員長（岡野） 佐藤委員、詳しい説明ありがとうございました。ちょっと私のほうから申しますと、今佐藤さんが、簡単にという説明されたでしょ。簡単にという説明でもあれだけややこしいんです。それで、実際契約する場合、実は査定する方が大変だと言いましたね。本当にゼネコンから出てきた要求が正しいかどうか。逆に請求書をつくる側、これだけ追加くださいというつくる側も物すごく大変なんです。

ですから、実態は全てがインフレ条項にのっって請求するということにはなりません。もう相当手間暇をかけるんだったら、このぐらいもういいやということも少なからずあるそうです、実態としては。藤森委員。

○委員（藤森） E C I 方式についてちょっと伺いたいんですが。当初基本協定結びますよね。その基本協定の中身なんですよね。そこにはある一定の額が出ます、当然。その額の例えば、これは実施設計分だよ。あるいはこれはいわゆる建設工事費用だよ。そういう契約協定上の価格の中身が分類されて出てくるのかどうか、それとも一括で出るのか。

もし、私は一括して出てこなくて、全部その明細が、例えばこれは実施設計分、これは工事費分、というような形のことが、つまり何かというと、猪狩さんがさっきおっしゃっているように、いわゆるインフレ条項が加味されるのは、それは工事費の分だと思うんです。そういうものが全部グロスになって不透明だから、だめだとおっしゃってるんだと思うんです。だから、その協定書の価格の中身がどういうふうな形で協定されるのかっていうのがちょっと、そこがわからないんです。

○副委員長（岡野） 事務局。

○事務局（湯浅） 協定書の中に、例えば本協定を結ぶに当たり何十何億円以内でこの協議を進めますという文言は入りません。あくまでもプロポーザルの提案をいただくときには、この工事をするにあつては、自分の会社ではおおむねこの程度でできるのではないか。例えば、100億円のところを、今の価格では85億円でできますよっていう提案が上がってきます。85億円、15億円差があるんで、それは、V E 提案っていう形でその内訳が出てくるような内容のものが入ってくるんですけども、協定の中にうちは85億円でやりますよというものは、あくまでもそれはこれから仕事を進めていく中での業務の話であつて、工事の価格の話ではございませんので、その辺は御理解いただきたい。

○副委員長（岡野） 藤森委員。

○委員（藤森） 聞きたかったのは、向こうからの提案の中身として、そういう価格を提示する場合の項目が、そういう提案がなされてくるのか、つまり、どの分でどのぐらい費用がかかっているのかとい



う、そういう提案があるのかどうか。

○副委員長（岡野） 事務局。

○事務局（湯浅） 基本的には、現在当方で持っている40億9,200万円に対しての会社から出てくる詳細ではないんですが、内訳書を出してもらおうこととしております。したがって、この辺は担当の落合のほうから説明をさせていただきます。

○副委員長（岡野） 落合担当。

○事務局（落合） 事務局、落合です。先ほど、課長のほうから説明があったように、見積書とともに、内訳書を添付させようかと考えております。内容につきましては、今回の工事につきましては、新築棟、あと減築改修棟、渡り廊下棟と3棟ございます。そのほかに、外構等も改修する予定でございますので、大項目としては4つにまとめております。その下に棟ごとの建築工事と電気工事と機械設備工事、こういう3つぐらいありますので、そういった細かい項目に分け、またその下に建築工事であれば基礎工事だとか、躯体工事等細かい項目に分けた、そのぐらいのレベルの内訳書を作成させようかと考えております。

以上です。

○副委員長（岡野） 清水委員。

○委員（清水） 実施設計をするときですけども、ゼネコンだとか、施工者がアイデアとか、ノウハウだとか、その施工者の得意なものを入れた設計図をつくってきます。そうすると、今度は、途中で施工者を変えようっていう場合は、変えられませんよね、今度は、もう1回設計図をつくり直さなきゃならないと。だからまたそこで手間がかかると思うんですよ。そうすると施工者を変えることができないから、最初に決めた、一社に決めた施工者がそれで本決まりになっちゃうということだと思えますけども。

○副委員長（岡野） 事務局。

○事務局（湯浅） おっしゃるとおり、本決まりではないんですけども、施工予定者として、実施設計に入ってきていただきますので、あくまでも予定という言葉を使っているんですが、事務局としては、実質の施工者は決定されたんじゃないかっていう形では考えております。ただし、公には全て予定者もしくは候補者っていう言い方をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○副委員長（岡野） 猪狩委員。

○委員（猪狩） 今の関連なんですけど、確かに工事予定者が仮契約みたいな形でもって技術提携します。そうすると、実施設計終わったときに、詳細な見積書出しますよね。そのときに、40億が45億になった場合に、さっきも言ったように問題はそこなんです。45億じゃうちではできません。じゃあ、おりますっていったって、次の2番手に折衝するんだけど、そこには、土俵の中にゼネコンが数入ってないわけですよ。ところが、一番の従来方式は、設計事務所が終わってから競争入札みたいなもんですよ。その評価入りますけども、そのときに、問題はやはりここで値段が45まで上がる可能性があるわけですよ。なぜかっていったら、やはりずっと一緒にやってきたわけですから、お手

伝いしてる。それと大昔の話で悪いんだけど、設計事務所の中立性が守れるかっていう問題があるんですよ、ここで。というのは公認された形でお手伝いしてるわけですから、技術提供してるわけですから、昔みたく、図面の訂正だって、したってわからないわけですよ。そういうこと中立性が守れるかどうかちゅうのは物すごい難しい。それで、それが解消されても、次の業者が果たして、じゃあその協力業者がやめて、2番手、3番手やっても、果たしてエントリーしてくるかわからないわけですよ。これがいつも公平なこの立場に立った、予定価格が出たときに設計が終わって見た時に問題が生じるんじゃないかと、私じゃないですよ。その辺はほかでもちゃんと言われているんですよ。問題の欠陥がもしあるとすればこの辺だなというのがあって、やっぱ。

○副委員長（岡野） 渡辺委員。

○委員（渡辺） 先ほど事務局からは、そういうことがないように中立性のある県の公的な専門組織を介在させるという説明がありましたけど、それでは、今の猪狩委員の疑念は解消できるのか、できないのか、御説明いただけますか。

○副委員長（岡野） 事務局。

○事務局（湯浅） 先ほども説明いたしましたけど、ゼネコンの発想、設計者の発想、市、3者で本来であれば協定を結ぶのですが、市の技術提案の検証をするにあたり、今、渡辺委員さんからお話ががあったように、県の建築関係の外郭団体ございますので、そちらのほうと別に委託をかけて、ゼネコンから出てきた提案、設計者から出てきた提案をそれぞれ公平な立場で見させていただいて、間違いのないものにしていきたいという形で考えております。

以上です。

○副委員長（岡野） 猪狩委員。

○委員（猪狩） 今、課長からの話なんですけど、それは具体的にどういう組織なんですか。それとこのECIちゅうのは、実績がほとんどないわけです。ですから、ないのにそういう組織ができ上がってるちゅうのは、どういう組織なのかちょっとわからないんですけど。ちょっと説明願えれば。

○副委員長（岡野） 事務局。

○事務局（湯浅） 正式にそこと契約するかはまだ予算措置がなされていない状況ですが、千葉県建設技術センターという県の外郭団体がございます。そちらの団体につきましては、公共工事の品質確保の促進に関する法律でも、そういった市町村の建設発注業務に対して支援をしてくださいっていうところに位置づけられてる組織でございます。

以上です。

○副委員長（岡野） 猪狩委員よろしいですか。

○委員（猪狩） どうぞ進めてください。

○副委員長（岡野） そのほかに。藤森委員。

○委員（藤森） 今、猪狩さん等が御心配なのは、いわゆる、来年、27年度の3月の更新予定価格決定が、ここについてのいわゆる不安だっていうことが第一要因だと思います。

それから、もう一つは、私が見た場合に、これまでの検討の経緯の中、全体のスケジュールをいか

に早くするか、そうすることによって、インフレの影響を少しでも解消できる、それは費用の削減につながるという形のを、これまで前回、前々回まで検討してきたわけですが。だから少なくとも、前回の話の中でも、今年度中に発注をして、工事をとにかく早く、これが必要だと。そうしますと、このDB方式だと、どうしてもいわゆる先ほども申し上げていますように、29年度の後半か30年度まで延びるわけですよ。そうした場合に、例えばオリンピック、あるいは消費税値上げ、そういうもののいわゆる予測した、値上がった後、値上がるかどうかわかりません。でも、そういう予測が今できると、つまりそれに駆け込み需要が発生することによってのアップが考えられる。そういうことを避けるためには、私どもはスケジュールをできるだけ早めようということの問題あります、だから、このスケジュールを早めて費用を削減する効果と、もう一つあるのは、ECI方式でいう工事予定価格が不透明だと。つまり競争性がないと。競争性がないとおっしゃるけども、私は、そういう当初の向こうからの協定書の中に示される項目別の価格、提示価格、ここである程度判断ができるんじゃないかと。それでそれが予定価格内にどうはまってるのかどうか、それは事前に、評価の段階、そのプロポーザルを選ぶ段階でやればいいんじゃないか。当然このECI方式でやった場合に、参加する業者っていうのは、大手ゼネコンに限られるんですか、そうとは限らないですね。それであれば全然問題ないです。

○委員（藤森） 国が定めてるのは、入札がいわゆる不成立にならないためにこの提案、ECI方式を出してきたわけですね。だから、入札不成立っていうのはまず、DB方式よりも、僕は少ないんじゃないかと。（「全然違います」と呼ぶ者あり）違いますってのはどういうことなの。この方式で、ECI方式で国が出してきたというのは、つまり入札が成功してない事例が幾つもあるから、それを防ぐために出た方式だというふうに、先ほど来の説明だったと思いますけど。

○副委員長（岡野） 猪狩委員。

○委員（猪狩） 先ほど私説明しましたように、結局DB方式、設計施工方式が主流として役所工事がどんどん浸透してくわけです。それでは、地方の業者とか、設計事務所が、要するに既得権の侵略まで入っちゃったわけですよ。それで、なんとかそれを調整して、バランスよくそれぞれの今までどおりじゃないけども、何とか仕事を平均的にいかないかっていう、是正するような形で入ってきたんじゃないかと思うんですよ、それは、このECIというのは。ですから、あくまでも契約がいつできるかによっての問題ですから、確かに早くやるためには、DB方式が一番いいわけです。契約が即できるわけですから、もう基本設計終わってますから。ところが、これは実施設計終わらないと契約ができませんから、ECIは、ですから、その辺は違うわけですよ。それと、もう一つ、今はDB方式はできないって役所のほうがおっしゃってるわけですね、工期的に。要は1年おくれるよってことなんです。準備のために。実際には知らないけど、そうおっしゃってるからそうなのでしょう。だからそれがDB方式はもうバツになっちゃうわけですよ。

○委員（藤森） 私が言ってるのは、DB方式はこういうデメリットがあるよ、それからECI方式はこういうデメリットがあるよ、そのどちらかで、どちらを選んだほうが一番ベターなのか、費用的に見て。そこで論議すべきだと思うんです。

○委員（猪狩） だから、あくまでも、DB方式は、5月か6月に、8月、9月でもいい、半年以内に契約できるんだったらDB方式が安く上がることは事実なんですよ。つまり基本設計終わってますから、概算でもって契約できますから、工事契約ができるわけです。ところが、ECIは、設計事務所に発注して、それから実施設計をやって、積算上げてからやるから1年後になっちゃうんですよ。契約は、だからその差が大きいわけです。ですから、契約は半年ぐらいずれちゃいますよということです。少なくとも1年後なんです。契約できるのは、ECIは、本契約ですよ。ところがDB方式は、もう設計終わってるわけだ、だから、事務手続きが終われば即できるんですよ。

○委員（藤森） だから私が言いましたのは、期間の問題とECI方式の不安をどう捉えるのかという、そのことを明確にしないと、案外DB方式はいいよと、あるいはECI方式がいいよと言えないんじゃないかと。

○委員（猪狩） 未知数なだけです。ECI方式は未知数だっていうだけです。わからないんです。本契約じゃないです、仮契約ですから、あくまで。

○委員（藤森） わからないというよりも幾つかの事例はあるわけですよ。

○委員（猪狩） ないです。ないんでしょ、正式なものはないんでしょ、また工事完了まではないんですよ、確か。

○委員（藤森） 契約を締結したのがあるわけですよ。契約を締結したものが、既に、新城市とか、先ほど。

○委員（猪狩） 新城市はだからまだ、契約したかどうか、27年度に設計して、28年度に発注するっていうのははっきりしてます、新城は。それはだから、国交省のモデルプランとして、しょっぱなだからモデルプランとしてやってるわけですよ。

○副委員長（岡野） ちょっと整理したいですけども、設計施工DBについては、少なくとも今白井市が考えているスケジュールでは、28年度でなければ発注できないって話ですよ、手続上、いろいろ、それははっきりさせたい。28年度でないと実施設計に入れないということです、言いかえれば、そうですね。ですから、28年度の設計と施工、工事費も含めた契約が28年度というのが今市の今のスケジュールです。ですから、猪狩さんの言われるように、今年度中に設計、施工、発注というのは、どうしても市としては無理だということですね。それを確認したい。

○事務局（湯浅） そのとおりでございます。このスケジュールに書いてあるとおり、この前に出した資料でも2年にしてます。しかしながら、最大限に詰めても、この業務自体は必要ですし、デザインビルドっていうのは、工事費として予算を組まなければいけないので、そのためには、今年いっぱいそういった積算の時間ですとか、そういった仕様書の内容ですとか、全部詰めなきゃいけないので、そういった意味では、どんなに早くても来年の4月以降でないと契約できない、プラス補助金の壁があるということで御理解いただければありがたいと思います。

以上です。

○副委員長（岡野） ですから、あとは、ECI方式の猪狩さんの心配されてる今年4月から5月にかけての協定書の中身の拘束力、特に金額に対して、どれほど厳しい協定が結べるか、あるいは出して

きた価格が本当に競争性が発揮されるものなのかどうか、これは、佐藤委員の心配されてることで、まさに設計施工分離方式のよさの価格競争性の価格競争力の導入ってことが期待できるのかどうか、そういう幾つかの不安を皆さんお持ちですから、そういったことを十分踏まえて、これから、市のほうで発注方式を考えていただきたいと思います。というのは、最初に事務局のほうから説明あったように、この委員会で発注方式を採決するというものではありません。あくまで我々の意見を十分市のほうで受けとめていただいて、今後の契約方式を進めていただきたいということだろうと思います。ですから、この際ですから、皆さん、御心配があったらば、どんどん今、市のほうへ出しといていただいて、市はそれを考慮していただくというのがいいと思います。佐藤委員。

○委員（佐藤） ちょっと何点か聞きたいんですけども、これは、WTO（世界貿易機関）の自由貿易協定には抵触しませんか。

○副委員長（岡野） 事務局。

○事務局（湯浅） 市の場合は、もともとWTOには入っていないので。

○委員（佐藤） 入っていなかったですか。わかりました。それが1点と……。

○副委員長（岡野） ちょっと待ってください。WTOって皆さんわかりませんから。

○委員（佐藤） 正式名称何でしたっけ？ある金額を発注する公共工事、たぶん30億円？設計にあつては、8,000万円か7,000万円、ちょっと不明なんですけど。

○副委員長（岡野） 国際入札の話。

○委員（佐藤） 国際入札ですね。国際入札をしなきゃいけないっていう協定を日本国と各国結んでるわけです。基本的に国はWTOを守らなきゃいけないものですから、それに準じた形で公共団体もあるのかなということで質問させていただきました。

それ1点と、3月にこのプロポーザル、実施設計技術支援プロポーザルを行うということなんですけれども、プロポーザルにエントリーする社が1社の場合はどうのような取り扱いするのか。今まで、私の経験だと、1社だと再度やるんです。2回目をやるんです。2回目で、例えば1社しか来ない場合については、その社と協議してやる場合と全然内容を変えてもう一度やるかは、各自治体というか発注者に任されてるので、その辺りは、どのように白井市は考えているのか、そこをお聞きしたいと思います。

○副委員長（岡野） 事務局。

○事務局（湯浅） まだ正式決定されたものではないんですけども、現在事務局で考えているのは、全部で例えば満点が100点だとします。100点だとして、1社しか来ない場合は、白井市のほうで、いわゆる合格点を例えば60点に決めます。その業者が60点を超えてる場合は契約の相手方とするんですけども、市が求めている基準点に当てはまらない場合は、失格っていう形で、再度やり直すっていう形を今のところは考えております。1社でも基準点をクリアすれば、契約の相手方として認める予定で考えております。

以上です。

○委員（佐藤） そうなると、かなり随契に近いですね。かなり、1社しか来ないってことは。もう一

度やるということは考えてないということですか。

○副委員長（岡野） 事務局。

○事務局（湯浅） またこの準備に2カ月、3カ月かかりますので、そういった意味では、スピード感を持ってやりたいという部分がございますので、仮に1社の場合でも、基準点を上回っている場合は、契約をしたいという形で今のところは考えております。

○副委員長（岡野） 佐藤委員。

○委員（佐藤） その点、普通官庁でも会計規定とか、いろいろ規定があつて、あれですけど、白井市の場合は、条例なり会計規定なりに、そういう契約条項のものはあるのでしょうか。

○副委員長（岡野） 今の質問わかりました。地方自治法の随意契約に関することです。事務局。

○事務局（湯浅） ちょっと例は違うんですけども、一般競争入札で行っている部分につきまして、予定価格を下回っていれば、1社であっても現在契約をしておりますので、そういった意味では、プロポーザルで1社しか来なくても、基準点と予定価格は違うんですが、そういった価格ですとか、点数を基準を満たしていれば、契約の相手方としていきたいということで考えております。

○副委員長（岡野） 渡辺委員。

○委員（渡辺） 当然その基準には、価格も入りますよね。先ほどの説明ですと。

○副委員長（岡野） 事務局。

○事務局（湯浅） そこで、その点数も入れたいという形で考えております。

○副委員長（岡野） 猪狩委員。

○委員（猪狩） 異議あり、協力業者の選定は、プロポーザル方式なんだろうけども、公募はどういう方法でやられるんですか。

○副委員長（岡野） 事務局。

○事務局（湯浅） 基本的には市の電子入札システムございますので、そちらのほうで広告をするんですが、多分な話なんですけど、会社の規模ですとか、その辺も例えば何十社という形で決まると思いますが、100社も200社もございませんので、各社につきましては、市のほうから積極的にこういったプロポーザルを行ってるんで、参考とさせていただきますという形で、情報のほうはインターネットのほかにファックス等でやっていきたいという形で考えています。

○委員（佐藤） インターネットで出した上で。

○事務局（湯浅） ファックス等で情報を提供したいという形で。

○委員（佐藤） この前の設計事務所の選定は、やっぱり同じ方法で公募したんですか。

○副委員長（岡野） 事務局。

○事務局（湯浅） 設計業者の部分につきましては、あくまでもインターネットだけでやったと記憶しております。

○副委員長（岡野） 猪狩委員。

○委員（猪狩） それと、先ほど、要するに設計事務所の中立性を守るために、第三機関として千葉建設技術センターとおっしゃいましたよね。これは、私が1月16日に建設の支援アドバイザーでもっ

て事例として出したNPO法人建設技術監査センターとは違いますよね。

○副委員長（岡野） 事務局。

○事務局（湯浅） NPO法人ではなくて、財団法人でございますので、違う団体かと思います。

○委員（猪狩） NPO法人建設技術監査センターっちゅうのは、これは、外郭団体じゃないはずなんですよ。

○副委員長（岡野） 佐藤委員。

○委員（佐藤） NPOと一般財団のはずですよ。ベターリビングと同じ扱いなんでしょう。

○副委員長（岡野） 事務局。

○事務局（湯浅） 正式には、公益財団法人千葉県建設技術センターになりますので、いわゆるNPOとは違う団体になります。

○副委員長（岡野） ちょっと私のほうから、個人的な考えなんですけど、実はこの市庁舎の建設計画で、最も特徴的なのは、減築棟があるということなんです。この減築棟の中身をこれから調査するわけですよ、天井やその他を壊しながら、実際おかしなところがなかったかどうかも含めて、解体、改修というのは、非常に大きな、6割近い面積を占めてるといっては、白井市の庁舎の特徴でございますので、今まで皆さん方お話になってたのは、新築の建物を前提にいろいろお話されてきてました。私はこの、しかも減築棟に関しましては、上のほうカットした後、下を使うわけですよ。下の躯体に悪影響を与えないような解体方法が非常に重要になってきてると思います。それは振動やそういったもので下の躯体に影響するばかりでなくて、特に漏水対策は、私は、非常に難しいと考えております。下に雨漏りがするわけ。特に今は集中豪雨が大変なときに、防水層のない、むき出しになったとき集中豪雨があった場合、下に水が当然流れます。そのときに、一般的に階段しか考えてないんですが、そうではなくて、エレベーターシャフト、それからパイプシャフト、縦にいっぱい設備用のシャフトが通ってます。そうすると壁の中にいろんな配管が通ってます。そういうところへ水がたまったものは、将来下のほうの仕上げに入った場合、どういう悪影響が出てしまうのかわかりません。そういったところで、防水をどう施工中確保するかということも非常に重要になってくるかなと、そういったところの技術提案で、実は私はゼネコンに期待してるわけ。そういう品質を確保しながら、いかに短工期でやるかということが、私はゼネコンに期待してるんで、それは、早い段階からゼネコンの技術提案を受けられるという意味で、ECI方式に期待はしております。

以上です。

そのほかございませんか。この際ですから、今年度最後の委員会ですから。鈴木委員。

○委員（鈴木） 鈴木と申します。猪狩委員さんの建築に関しての深い知識に関しては、私は敬意を払っております。というのは、ここでプレキャストの方向に行ったのに、コスト削減のためにまた前からS造とおっしゃってた猪狩委員さんの工法に戻ったわけです。私もこの契約方式にして、ECI方式っていうのは、工期が短くなるっていうことで、いい方式だっていうのを考えておりましたけれども、今日の猪狩委員さんの説明によりまして、リスク、来年の3月のときのリスクが初めてわかりましたので、その辺も考えてやっぱり市のほうでは、しっかり対応していただきたいなと思っております。

ます。

以上です。

○副委員長（岡野） 渡辺委員。

○委員（渡辺） 確かにいろんなリスクを挙げられて、説明を求めましたけれども、そういうリスクはないようなプロポの審査基準をつくり、なおかつ公益財団法人というきちっと社会的に位置づけられた組織も第三者として介在させるということをもろもろ承ってきますと、透明性なり、そういった、あるいは手抜きなり、あるいは見積もった金が高いからおりるよといったような反社会的な行為は、ある程度和らいだと私は考えております。

○副委員長（岡野） ありがとうございます。そのほか、いかがですか。

もしこの辺で出ないようでしたら、ほぼ意見も出尽くしたように思いますので、契約方式に関しましては、当検討委員会で最終決定するものではありません。したがって、本日、たくさんの委員から多くの御意見、心配が出ましたので、そういったことを十分市長にお伝えいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、議題3はこれで終わります。

議題4、その他について、事務局お願いいたします。

○事務局（岡田） それでは、その他ということで、簡単に今後のスケジュールを説明させていただきます。特に資料としては配付はしておりませんので、お聞きいただければと思います。

本日、基本設計案のほうにつきましては、決定はされたということでございますので、この後3月20日の金曜日に基本設計案を市長に答申をする予定でおります。検討委員会のほうからは、川岸委員長と岡野副委員長に御出席いただきまして、市長への答申をしていただくこととしております。

その後、3月24日の火曜日には市の政策会議を開催いたしまして、そちらで正式に庁舎整備基本設計を決定をしていきたいということで考えているところでございます。

スケジュールについては以上でございます。

それとあとは、この庁舎建設検討委員会のことでございますが、こちらの委員会の担当する事務ということにつきましては、附属機関条例の中に庁舎整備基本計画と基本設計、その他市長が必要と認める事項について調査審議することとなっております。そして、基本計画は昨年度、本日基本設計案が決まったというところでございますので、大きな調査審議事項については終了したというようなことになってまいります。それで、来年度からは実施設計に取り組んでいくこととなりますけれども、委員の皆様につきましては、この附属機関条例の中の委員の任期というところがありまして、庁舎建設が完了するまでということになっておりますので、今後とも引き続きよろしくお願いをしたいと思います。

なお、来年度につきましては、この検討委員会のほうは適宜開催すべき時期に開催をさせていただきたいと考えておりますので、委員の皆様におかれましては、よろしくお願いをしたいと思います。これまで、お忙しい中、会議ですとか視察に御出席をいただきまして、まことにありがとうございました。



冒頭で加瀬委員からお話がありました議事録の関係でございますが、こちらのほうは、今日の議事録も含めましてですけれども、議事録が私どものほうに素案が出てきた段階で各委員さんのほうに校正をお願いしまして、それで修正をしていただいたものを最終的な承認をしていただいたということにさせていただいて、市のホームページのほうに公表をさせていただきたいと思っております。

その他については以上でございます。

○副委員長（岡野） ありがとうございます。

本日の議題はこれで全て終了いたしました。この後は事務局へお返しします。

○事務局（湯浅） 岡野副委員長、ありがとうございます。以上をもちまして本日の会議を終了いたします。ありがとうございます。